児童相談所における保護者援助のあり方に関する実証的研究

子ども家庭福祉研究部 山本恒雄・有村大士

> 非常勤研究員 永野 咲

研修員 大木由則

田代充生

NPO法人子育て運動えん 伊藤悠子

東京都品川児童相談所 八戸弘仁

大阪市こども相談センター 久保樹里

神奈川県中央児童相談所 鈴木浩之

神奈川県小田原児童相談所 根本 顕

佐藤和宏 神奈川県県北地域児童相談所

新納拓爾

神奈川県中央児童相談所

神奈川県小田原児童相談所 鶴岡裕晃

神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所

大阪府岸和田子ども家庭センター 中島 淳

大阪府中央子ども家庭センター 福田 滋

大阪府富田林子ども家庭センター 緒方康介 野口啓示

児童養護施設神戸少年の町

関西学院大学 前橋信和 NPO法人チャイルド・リソースセンター

宮口智恵 京都府立大学大学院 板倉孝枝

千葉大学 高岡昂太

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 川松 亮

約 要

虐待理由で施設に入所している児童のうち、平成23年度中に児童養護施設から家庭復帰した事例(以後27条事例と表 記): 771 件、50 日以上の一時保護から家庭復帰した事例(以後33条事例と表記): 353 件、計1124 件について平成23 年度中の経過状況、及びその事例の24年11月時点での養育状況:27条事例:698件(元データの90.5%)、33条事例: 323件 (元データの 91.5%)、計 1021件: 90.8%の追跡調査情報を検討した。

平成23年度中に児童養護施設や50日以上の一時保護から家庭復帰した虐待事例で、親子関係の修復・調整・養育改 善に「段階的親子再接触アプローチ」を適用した事例は 27 条事例で 411 件:52.0%、33 条事例で 143 件:40.5%であ る。また家庭復帰段階でなお虐待再発リスクがあるとされた事例は 27 条事例で 341 件:44.2%、33 条事例で 241 件: 68.3%あり、そうした事例を含め、家庭復帰後同一年度末で児童相談所の継続指導を受けているのは27条事例で493件: 63.9%、33 条事例で300件:85.0%である。そのうち養育状況の悪化(())内は明らかな虐待の再発)がみられたもの は 27 条事例で 142 件: 18.4%(再発 33 件: 4.3%)、33 条事例で 144 件: 40.8 %(再発 38 件: 10.8%)であった。

児童相談所はこうしたリスクのある家庭復帰事例に対しては特に、家庭復帰前から、復帰後の支援体制を設定し、保護 者と地域機関の事前接触を開始させていることがわかった(27条事例で555件:72.0%、33条事例で265件:75.1%の 事例で保護者と地域関係機関との接触を子どもの家庭復帰前に設定している)。さらに平成24年11月現在のそれらの事 例の状況を調査し、家庭復帰時から予測的に虐待再発のリスクを評価するための識別情報を探索した。

キーワード:家族再統合 児童相談所 保護者援助 段階的親子再接触 虐待の再発

A Study on the System for Supporting Family Preservation in the Child Guidance Centers

Tsuneo YAMAMOTO, et al.

Abstract: This study was a series of three-year study, and aimed to examine the effectiveness, validity, evaluation method, and its developmental possibilities by classifying better and expecting methods for support parents. The study tried to explore into the framework called 'the experimental contact among child-parents', temporary protection cases, and separated cases.

In case of separation, child-parent relation recovery was concerned at 113 Child Guidance Center in the last two years studies.

This study is aimed to examine three years follow up study of returned cases in 2011 which returned from residence home, foster home, and temporary protection over 50 days.

Keywords: Family preservation, the Child Guidance Center, Parent Support, Gradual re-contact of Parent and Abused Child

I. 観点整理

本研究は虐待を主訴として入所した児童福祉施設、および50日以上の一時保護所入所から、平成23年度中に家庭復帰した事例につき、家庭復帰までの経過、および家庭復帰後の状況を継時的に追跡し、その対応、支援のあり方についての枠組み整理を目的として、平成25年11月までの経過情報を収集し検討することを目指す。

これまでの調査・検討により、多くの施設入所事例について、指導・援助の基本的枠組みとして、段階的に親子の再接触を設定し、各設定段階を節目としながら保護者指導や家族支援の課題設定、親子の関係修復を進めるという手法が、全国の児童相談所でとられてきたことが確認された。これを「段階的親子再接触アプローチ」と呼ぶ(山本ら 2009,2010)。

「段階的親子再接触アプローチ」は ①親子分離、②面会接触、③面会と外出、④外泊、⑤家庭復帰、の5つの時期に区切られる。基本的には事前に計画作成を経て親子に課題を確認しつつ進めることが想定されるが、実際には当初から計画的な検討をもって開始されるのは事例全体の20~30%前後で、残りは事例対応開始と同時並行的に順次実施されているものがほぼ同数あり、全体で施設からの家庭復帰で50~60%台、50日以上の一時保護からの家庭復帰で20~30%台において実施されているのが実態である。

個別の専門的な支援のプログラム実施は、段階的親子再接触アプローチと共に実施されていることが多く、家庭復帰事例で 8~9 割、長期一時保護所からの家庭復帰で 6~7 割が段階的親子再接触アプローチの下で個別の専門的プログラムが実施されている(山本ら 2011)。

「段階的親子再接触アプローチ」は従来からの専門的なアプローチ手法である「サインズ・オブ・セーフティ・アプローチ」や「ソリューション・フォーカスト・アプローチ」が親子関係修復作業において、基本的な支援の観点や多彩な技法的アプローチを提供してきたのに並行して、児童相談所固有の、分離・介入から親子関係の修復へと向かう児童家庭福祉ソーシャルワークにおいて、基本的な枠組みを提供してきたと考えられる。これに類するものに、各自治体が経験的に構築してきた各自治体版の親子修復プログラムと呼ばれるものがいくつか存在するが、いずれも共通する要素:親子関係の修復にあたって、親子の接触を意図的に進行管理する手順とみられる(山本ら 2010)。

これまでの検討において、これらアプローチの課題が徐々に整理されてきた。例えば「介入」によって開始された作業が「支援」における関係性重視に重点移動することによって、当初の重要な指標であった「評価的・管理的」なリスクアセスメントの視点が相談経過とともに形骸化・希薄化してしまう傾向にあること(山本ら2010)、また、家庭復帰対象となる事例で帰宅先の不適

切養育者の在・不在は重要な支援設定上の分岐点とみられるのだが、「段階的親子再接触アプローチ」はいずれの条件の対象群にも、ほぼ同率に実施されており、おそらく各担当者の直観的なバイアス判断で、一定の業務量・対象群に対して同率に適用実施されてきたらしいこと(山本ら 2009)、などである。

「段階的親子再接触アプローチ」それ自体は、親子関係修復の支援全体に枠組みを設定し、段階的な対応の節目を設けることによって、それぞれの時点でどんなアセスメント評価を行い、どんな支援策を投入・展開するかということについての枠組みを提供するものである。具体的に投入される支援策については、様々な個別的専門技法、プログラムが個別に検討される。各段階は、それぞれの時点でのアセスメント(リスク、ニーズ、リミット)の枠組みとして機能すべきものであるが、この点については、先に述べたように、しばしば児童相談所の支援が当事者との関係性の中で展開するに従い、評価的・管理的視点が徐々に状況に流されやすくなるというプロセス上の課題があることがわかっている。

また、家庭復帰後の支援については、児相相談所をは じめとする支援機関と保護者の関係性が大きく変化し、 保護者の支援ニーズは親子分離中の時期に比べるとはる かに低下する。これまでの調査結果では、ほぼ半数の事 例で家庭復帰の時点で虐待の再発のリスクがまだあると 判断されながら児童相談所は家庭復帰させている実態が あり、こうした事例では「家庭復帰」は一つの経過点で あって、指導・支援の目標達成を意味しないばかりか、 新たな支援作業の開始でなければならないことが明らか となってきている。こうした多くの事例で児童相談所は 家庭復帰前に保護者と地域の支援機関との接触を図り、 家庭復帰後の支援策を設定してきているが、段階的親子 再接触アプローチの結果としての家庭復帰において、切 れ目のない家庭復帰後の在宅支援のアプローチを接続さ せることが課題の一つである(山本ら 2011)。

本研究は、これらの課題を踏まえつつ、虐待を主訴として入所した施設から家庭復帰した事例、50日以上の一時保護から家庭復帰した事例について、親子関係修復支援の過程、そこで認められた課題等について情報整理し、虐待問題での親子分離事例における親子関係修復にむけた、児童相談所の基本的な作業の枠組みを確認し、グランドデザインを描くことを目指す。

Ⅱ. 研究計画

平成23年度の1年間に、施設から家庭復帰した事例、 および50日以上の一時保護から家庭復帰した事案につ き、個別の事例情報、支援経過と家庭復帰後の状況につ いての情報を継続的に収集し、効果的な支援のあり方の 標準化を目指す。基本的な初年度調査の経過については 2011 年度の報告書(山本ほか 2011)で報告したが、そ れ以降に多数の回答があり、今回改めて 23 年度全体の 情報整理を行う、併せてその事例の2012年11月の時点 での情報を収集するための継続調査を実施した。具体的 な調査項目については別紙資料を参照されたい。

2011年11月の調査は初年度と違い、家庭復帰後の経 過についての情報収集に焦点化し、適応状況や関係機関 との関係、児童相談所のフォローアップの状態等に的を 絞った調査とした。この調査は引き続き平成25年11月 時点でも再度実施する予定である。

Ⅲ. 研究結果

1. 平成23年度の家庭復帰事例情報について

1)回収情報

平成 23 年度の家庭復帰事例については表 1 のような 回収結果となった。合計 113 児相(回収率 56.4%) から 1124事例が報告された。回答中、性別・年齢を欠く回答 を除外した有効回答は1123件である。内訳は、表2に あるように、男 597件、女 526件、施設からの家庭復帰 770件(男423件、女347件)、50日以上の一時保護か らの家庭復帰353件(男174件、女179件)である。

表 1. 平成 23 年度家庭復帰事例 113 児相

家庭復帰事例の区分	回答児相数	回収率	事例数	有効回答	有効回答率
施設からの帰宅	107	51.7%	771	770	99.87%
一時保護からの帰宅	75	36.2%	353	353	100.00%
合 計	113	54.6%	1124	1123	99.91%

全児童相談所数 207

表 2. 平成 23 年度家庭復帰事例 男女別件数 113 児相

家庭復帰事例の区分	5	月		女	合	計
施設からの帰宅	423	54.9%	347	45.1%		770
一時保護からの帰宅	174	49.3%	179	50.7%		353
合 計	597	53.2%	526	46.8%	1	123

回答児童相談所 113か所 全児童相談所数 207か所

2)解除先

虐待を主訴として入所した施設からの家庭復帰事例、 50 日以上の一時保護からの家庭復帰先は表 3、表 4 のと おりである。いずれの家庭復帰でも、大半が元の家庭に 帰っている(施設から92.3%、一時保護から87.8%)が、 50日以上の一時保護からの家庭復帰では、施設からの家 庭復帰に比べてわずかながら、親以外の場所に帰ってい る件数が多い(施設からの復帰7.7%に対して50日以上 の一時保護からの引き取りは12.3%、双方の一部に5% 水準の有意差*)。

表 3. 施設からの措置解除先 平成 23 年度 113 児相

		男			女		合	計
解除先家庭区分	件数	解除先 構成比	男女 構成比	件数	解除先 構成比	男女 構成比	件数	行き先別 構成比
家庭引取り	391	55.1%	92.7%	318	44.9%	91.9%	709	92.3%
親以外の親族宅引き取り	23	50.0%	5.5%	23	50.0%	6.6%	46	6.0%
その他(知人等の家庭引取り)	8	61.5%	1.9%	8	61.5%	2.3%	13	1.7%
合 計	422	54.9%	100.0%	346	45.1%	100.0%	768	100.0%

有効回答 768 2件解除先無記入

表 4. 50 日以上の一時保護からの措置解除先 平成 23 年度 113 児相

		男			女		合	計
解除先家庭区分	件数	解除先 構成比	男女 構成比	件数	解除先 構成比	男女 構成比	件数	行き先別 構成比
家庭引取り	150	86.2%	48.39%	160	89.4%	51.6%	310	87.8%
親以外の親族宅引き取り	18	10.3%	51.43%	17	9.5%	48.6%	35	9.9%
その他(知人等の家庭引取り)	6	3.4%	75.00%	2	1.1%	25.0%	8	2.3%
合 計	174	100.0%	49.29%	179	100.0%	50.7%	353	100.0%

^{*}表3、表4の「元の家庭引き取り」と「それ以外:親以外の親族+その他知人等の家庭引き取り」についての施設からの家庭復帰群と 50 日以上の一時 保護所からの家庭復帰群の比較。全体と男子群で5%水準の有意差が認められた。

全体比較 5%水準の有意差

-の直接確率 フィッシャー 元家庭 それ以外 計 施設 709 一保 310 353 1019

フィッシャー	-の直接確率	<u> </u>	
	元家庭	それ以外	計
施設	391	31	422
一保	150	24	174
±+	541	55	596

-の直接確率

0.0188 *

0.0120 *

男子 5%水準の有意差

の直接確率 フィッシャ 元家庭 それ以外 施設 318 - 保 169 19 487

片側P値

-の直接確率 フィッシャ-フィッシャ-**:1%有意 *:5%有意 両側P値 両側P値 0.0186 * 片側P値 0.0113 * 片側P値

> CramerのV 0.1013 Yule **O**Q 0.3373

349 188 537 **:1%有意 *:5%有意 フィッシャ の直接確率 **:1%有意 *:5%有意 両側P値 0.6432

0.3741

Cramer OV 0.0201 YuleのQ 0.0712

女子 有意差なし

0.0727

0.2501

CramerのV

YuleのQ

3) 男女別年齢別件数

男女別年齢別件数を表 5~7 に示す。年齢を学年別にした件数を表 8、図 1~3 に示す。

表 5. 虐待を主訴として入所した施設から家庭復帰した子どもの年齢別件数 平成 23 年度 113 児相

	1歳未満	1~2歳	3~就学前	小1	小 2	小 3	小 4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3	中卒	高卒	専門学校	その他	合計
男	13	58	76	15	18	17	18	25	42	19	27	47	21	11	5	5	2	2	2	423
女	14	33	64	14	11	21	15	15	12	18	16	40	33	16	11	6	6	2		347
計	27	91	140	29	29	38	33	40	54	37	43	87	54	27	16	11	8	4	2	770

表 6. 虐待を主訴とした 50 日以上の一時保護から家庭復帰した子どもの年齢別件数 平成 23 年度 113 児相

	1歳未満	1~2歳	3~就学前	小1	小2	小 3	小 4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3	中卒	高卒	専門学校	その他	合計
男	5	12	43	10	12	16	16	17	14	10	11	4	3			1	0	0	0	174
女	4	12	32	8	13	20	10	15	9	12	16	14	7	6	1		0	0	0	179
計	9	24	75	18	25	36	26	32	23	22	27	18	10	6	1	1	0	0	0	353

表 7. 虐待を主訴として入所した施設・50 日以上の一時保護から家庭復帰した子どもの年齢別件数 平成 23 年度 113 児相

	1歳未満	1~2歳	3~就学前	小1	小2	小3	小 4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3	中卒	高卒	専門学校	その他	合計
男	18	70	119	25	30	33	34	42	56	29	38	51	24	11	5	6	2	2	2	
女	18	45	96	22	24	41	25	30	21	30	32	54	40	22	12	6	6	2	0	526
計	36	115	215	47	54	74	59	72	77	59	70	105	64	33	17	12	8	4	2	1123

表 8. 虐待を主訴として入所した施設・50 日以上の一時保護から家庭復帰した子どもの学年別件数 平成 23 年度 113 児相

入所別		0~2	3~就学	小1~3	小4~小6	中1~中3	高1~高3	中卒	高卒	専門学校	その他	合計
27条施設措置からの	男	13	134	50	85	93	37	5	2	2	2	423
	女	14	97	46	42	74	60	6	6	0	2	347
が七争が	計	27	231	96	127	167	97	11	8	2	4	770
		0~2	3~就学	小1~3	小4~小6	中1~中3	高1~高3	中卒	高卒	専門学校	その他	合計
33条一時保護からの	男	5	55	38	47	25	3	1	0	0	0	174
帰宅事例	女	4	44	41	34	42	14	0	0	0	0	179
	計	9	99	79	81	67	17	1	0	0	0	353
		0~2	3~就学	小1~3	小4~小6	中1~中3	高1~高3	中卒	高卒	専門学校	その他	合計
全体	男	5	55	38	47	25	3	1	0	0	0	174
± 14	女	4	44	41	34	42	14	0	0	0	0	179
	計	9	99	79	81	67	17	1	0	0	0	353

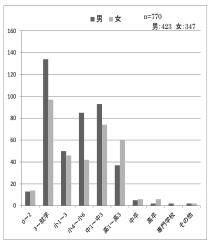


図 1. 虐待を主訴として入所した施設から家庭復帰した子どもの男女別・年齢別状況

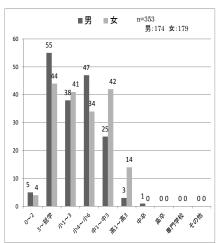


図 2. 虐待を主訴とした 50 日以上の一時保護 から家庭復帰した子どもの男女別・年齢 別状況

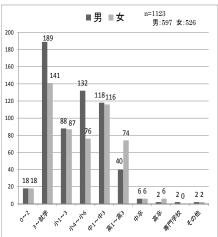
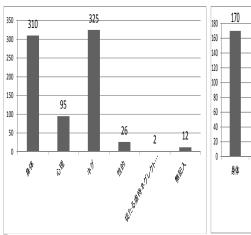
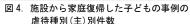


図3. 虐待を主訴として入所・50日以上の一時 保護から家庭復帰した子どもの男女別・ 年齢別状況





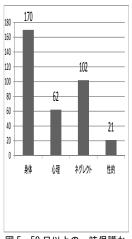
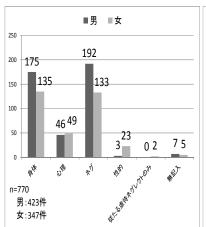
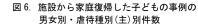


図 5. 50 日以上の一時保護から家庭復帰した子どもの事例の虐待種別(主)別件数





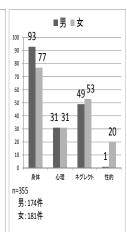


図 7. 50 日以上の一時保護から家庭復帰した子ども 事例の男女別・虐待種 別(主)別件数

表5~8、図1~3を見ると、施設からの家庭復帰で女子は小学生年齢(小1~小6)の家庭復帰数が少なく、就学前か中・高生の家庭復帰数が多くなっている。これに比べ男子では就学前年齢の家庭復帰に次いで小学校高学年(小4~小6)と中学生での家庭復帰が比較的多く、高校生年齢はむしろ少ない。女子でなぜ小学生の家庭復帰が少ないのか、男子でなぜ高校生年齢の家庭復帰が少ないのか、たまたまの数値である可能性もあり、すぐにその理由は見当たらない。

4) 虐待種別別男女別件数

図 4~6 は施設から家庭復帰した子ども、50 日以上の一時保護から家庭復帰した子どもの男女別・主たる虐待種別別の状況である。施設からの家庭復帰事例ではネグレクト (男女計 325 件)と身体的虐待 (男女計 310 件)がほぼ同数で多数を占めるが、50 日以上の一時保護からの家庭復帰では身体的虐待が多い。子どもの安全のための緊急保護という一時保護の性質上、生命・身体の危険が大きい身体的虐待が相対的に多くなっているのかもしれないが、虐待を理由に施設入所する子ども全体、一時保護される子ども全体と照合できるデータ (措置年度ごと)が必要である。

男女別人数でみると(図 6,7)、性的虐待事例がほとんど女子である以外、施設からの家庭復帰事例では、身体的虐待、ネグレクト共に男子がやや多い。50 日以上の

一時保護からの家庭復帰事例では、身体的虐待のみ男子がやや多めである。これについても、照合できる全体の 統計数値との比較が必要である。

虐待種別の分布状況をさらに詳しく主たる虐待種別、 従たる虐待種別別件数でみると、表9、表10のようにな る。虐待種別の主・副の組み合わせはかなり多様であり、 特に施設から家庭復帰する事例では一時保護からの家庭 復帰事例に比べて複数の虐待種別の組み合わせが多い。 平成23年度の帰宅事例の検討(山本ら2011)と比べて、 施設からの帰宅: 男子 12 組→17 組、女子 12 組→24 組 に、50日以上の一時保護からの帰宅:男子10組→13組、 女子 14 組→19 組に増加している。また主たる虐待種別 の中、従たる虐待種別の中でさらに重複項目を挙げるも のが散見される(施設からの帰宅:男子3組、女子5組、 50 日以上の一時保護からの帰宅:男子1組、女子2組)。 もとより子ども虐待の実態は重複状況があり、その中か らあえて主・福の優先的な種別を取り上げるのがこうし た分類であったが、おそらく児相職員の虐待認識、意識 の変化があって、こうした重複や併存状態への感受性が 上がってきているものと認められる。統計上の処理のた め、今後の分析では、主たる虐待種別内の重複:身体的 虐待+心理的虐待 身体的虐待+ネグレクト、はいずれ も具体的な危険性・緊急性明示の観点から身体的虐待と して計上する。

表 9. 虐待を主訴として入所した施設から家庭復帰した子ども の入所時点での虐待種別 平成 23 年度 113 児相

家庭復帰 事例の区
 主たる虐待種別
 従たる虐待種別

 身体 | 心理 | ネグ | 性的 | 身体 | 心理 | ネグ | 性的
 • • • • 男 423件 • 146 • • • • • • • 施設からの • 帰宅 • 770件 • • • • • • 347件 • • • • • 101 79 327 199

表 10. 虐待を主訴とした 50 日以上の一時保護から家庭復帰した 子どもの一時保護時点での虐待種別 平成 23 年度

•	_ 00,		PINAL	1 mm C	•> /⊏ I·	1 1 1 2 7 1 1			' '	~	T 1X
家庭復帰事	性別	性別		主たる虐	曾待種別		従	tたる虐	待種別	31]	件数
例の区分	1土かり	北加	身体	心理	ネグ	性的	身体	心理	ネグ	性的	计数
			•								53
			•				•				1
			•					•	•		1
			•					•			26
			•						•		12
		男		•							16
	男			•			•				9
	174件			•					•		6
					•						33
					•		•				
					•			•			6 8
					•				•		2
						•			_		2
50日以上の			•								33
一時保護か			•	•					•		1
らの帰宅			·	•					_		1
517,1,12			·				•				1
353件			·				_	•			29
			ě						•		12
			Ť	•							14
				•			•				
				•			Ť		•		7
	女	女		•					•	•	1
	179件				•					_	30
					•		•				10
					ě		_	•			10
					•			Ť	•		1
					•				_	•	2
						•				Ť	14
						•					1
						-	_	•			1
						-					4
//\	計	1	170	62	102	21	35	75	46	3	353
	訳男		93	31	49	1	16	35	21	0	174
内訳			77	31	53	20	19	40	25	3	179
主虐待 男			58.9%	50.0%	48.0%	4.8%	7	40	20	J	110
主虐待 安			48.7%	50.0%	52.0%	95.2%	L	郊 番	複あり		
主虐待 全			48.7%	17.5%	28.7%	5.9%		마모	コ及のソソ		
工厂付土	件水儿		41.9%	11.0%	40.1%	5.9%	J				

5) 虐待種別別 家庭復帰までの施設入所日数、28 条に よる入所の場合の日数

0.7%

6.6%

・部重複あり 無記入12件

41.4% 11.6% 45.4%

主虐待 女 構成比 38.9% 15.0% 38.9% 主虐待 全 構成比 40.3% 13.1% 42.5%

38.9% 15.0% 38.9%

主虐待 男 構成比

図8に全事例の入所期間、図9にそのうちの児童福祉 法第28条申し立て承認による入所事例の再掲を示す。 施設から家庭復帰した事例の施設入所期間を年単位で示 すと表 11、12、図 10、11 のようになる。

1年以内の家庭復帰事例が最も多く 275件:37.2%、2 年以内では454件:61.4%、3年以内までで555件:75.0% となり、施設から平成 23 年度中に家庭復帰している子 どもの 3/4 が 3 年以内の家庭復帰である。

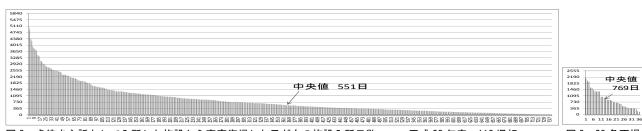


図 8. 虐待を主訴として入所した施設から家庭復帰した子どもの施設入所日数

平成 23 年度 113 児相

図 9. 28 条再掲

表 11. 虐待を主訴として入所した施設から家庭復帰した子どもの施設入所期間(年) 表 12. 28 条再掲

入所期間	~1年	~2年	~3年	~4年	~5年	~6年	~7年	~8年	~9年	~10年	~11年	~12年	~13年	~14年	~15年	合計	入所期間	~1年	~2年	~3年	~4年	~5年	~6年	~7年	合計
件数	275	179	101	73	28	17	30	15	5	5	6	3	0	2	1	740	件数	6	12	8	5	2	2	1	36
構成比	37.2%	24.2%	13.6%	9.9%	3.8%	2.3%	4.1%	2.0%	0.7%	0.7%	0.8%	0.4%	0.0%	0.3%	0.1%	100.0%	構成比	16.7%	33.3%	22.2%	13.9%	5.6%	5.6%	2.8%	100.0%

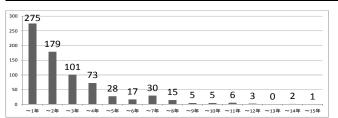


図 10. 虐待を主訴として入所した施設からの家庭復帰の施設入所期間(年)

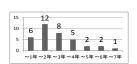


図 11. 28 条再掲

表 13 に虐待を理由に入所した施設から平成 23 年度中に家庭復帰した 770 件の事例につき、主たる虐待種別別の在所日数(児童福祉法第 28 条申し立て承認による入所と一般同意入所別)を示す。

23 年度に限定されたデータであるが、一般同意入所事例が733 件(95.2%)であるのに対し、児童福祉法第28条申し立て承認による入所事例は37 件(4.8%)と少なく、実件数ではその大半(62.2%)が身体的虐待事例である(性的虐待事例が0件であるのは偶然の結果とみられる)。ただし、各虐待種別別の事例比率では、身体的虐待で7.4%、ネグレクトで7.4%、心理的虐待で2.2%となっており、身体的虐待に並んでネグレクト事例の比率も高い。

児童福祉法第 28 条申し立て承認による施設入所件数が虐待による施設入所件数全体に占める率はもともと高くなく、当該年度承認件数と入所措置件数(必ずしも承認件数と措置件数は完全に条件一致はしないが概ね一致するとして)を厚生労働省の統計からみると、平成 23年度で 4.8% (218件/4499件)、22年度で 5.4% (239件/4436件) 21年度で 5.3% (214件/4031件)、平成 20年度で 4.2% (173件/4162件)であり、構成比だけでみると、家庭復帰した子どもに占める割合は決して低いわけではない。ただし、以下に見るように家庭復帰までの平均入所日数でみると差が認められる。

表 13 によると、平成 23 年度に家庭復帰した被虐待事例の施設での平均入所日数は総計で 801.5 日 (2 年と 71日)、最大 5317日、最小 9日、中央値 551日である。一般同意入所事例(以後「同意入所事例」と表記)の小計

値(810.5日)の方が児童福祉法第28条申し立て承認に よる入所事例(以後「28条入所事例」と表記)の小計値 (614.2 日) より若干長いが、これはネグレクト事例の 項で28条入所事例の最大日数が1583日であるのに対し て、同意入所のネグレクト事例では 1583 日以上の長期 入所事例が 60 事例(ネグレクト事例の 18.9%)あり、その 平均日数が 2579.2 日であることによる。算術平均が一 部の数値のために偏っているデータで、事例全体の分布 状況をより妥当に反映するとみられる中央値でみると、 ネグレクト事例は28条入所事例の方が728日と同意入 所事例の637日より長くなっており、単純な算術平均と は異なる分布となっている。その他、身体的虐待、心理 的虐待では平均値、中央値ともに 28 条入所事例の方が 同意入所事例より入所期間は長く、それだけ家庭復帰に 時間がかかっていることがわかる。虐待種別別にみると、 身体的虐待事例とネグレクト事例で、家庭復帰までの入 所期間が長く、特に保護者の意に反して施設入所させて いる身体的虐待の 28 条入所事例が家庭復帰まで最も長 くかかっている(平均で971.4 日:2年と241.4日、中 央値で893.5 日2年と163.5 日)。

表 13 を見ると、同意入所群では身体的虐待事例にも 心理的虐待事例にも9日という最小値があり、通常の入 所措置の経過とは異なる事例が含まれているものとみら れる(ちなみに9日で家庭復帰した事例を含め、1か月 以内で家庭復帰した事例が26 例あったが、就学前年齢 が11 例、小~中学生12 例、中卒・高校年齢3 例で、年 齢的にも様々な事例となっており、乳児院措置等とは限 らない事例であった)。

表 13. 虐待を主訴として入所した施設から家庭復帰した子どもの虐待種別別 入所日数の状況 平成 23 年度 113 児相

3 50 57	^	14 ¥F		主	たる虐待種別			Æ .l\ =l
入所区	71	件数	身体的虐待	心理的虐待	ネグレクト	性的虐待	無記入	各小計
28条による入所		37	23	7	7	0	0	37
一般同意入所		733	287	88	318	26	14	733
合 i	†	770	310	95	325	26	14	770
平均在籍日数	28条	入所	971.4	648.3	837.9	_	0	614.2
		最大値	2119	979	1583	1	_	2119
		最小值	157	360	360	ı		157
		中央値	893.5	691	728	ı	_	769
	有效	协值	22	7	7	0		36
	欠抽	員値	1	0	0	0	_	1
平均在籍日数	一般同	意入所	788.8	445.2	945.7	694.5	_	810.7
		最大値	4345	2262	5317	4883		5317
		最小值	9	9	13	15	_	9
		中央値	557	330	637	300	_	545
	有效	•	279	87	314	24	_	704
	欠抽		8	1	4	2	14	29
平均在籍日数	全	体						801.5
		最大値						5317
		最小值						9
		中央値						551
	有效							740
	欠拍	員値						30

6)50日以上の一時保護からの家庭復帰事例の状況

通常の一時保護は児童福祉法の規定により2か月目に一つの区切りが置かれているが、子ども虐待事案での介入的な一時保護事例では、しばしば2か月を超えることがある。その一つは親権者が反対する施設入所措置についての家裁承認を得るための法第28条申し立て事案であるが、それ以外にも長期の一時保護期間を経て、結果的には施設入所せずに家庭復帰する事案が相当数存在していることが調査により分かってきた。しかもそれらの事例においても段階的な親子再接触アプローチが一定数、実施されていたのである(山本ら2010)。これらの事例

を施設からの家庭復帰事例と並べて調査検討することが 本調査の課題となった。

今回の調査では、平成 23 年度中に 50 日以上の一時保護を経て、家庭復帰した事例は 353 件あり (表 1、2)、その家庭復帰までの入所期間は表 14 によれば、全体平均で 82.6 日、最大は 408 日 (1年と 43日) に及んでいる。虐待種別ごとに見ると、件数的には身体的虐待とネグレクトの事例件数が多いが、在所日数にはあまり大きな違いは無く、概ね 50~80 日前後の事例が多い。有効値 344 事例を日数順に並べたものを図 12 に示す。

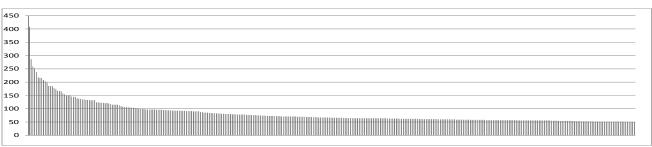


図 12. 虐待を主訴とした 50 日以上の一時保護から家庭復帰した子どもの一時保護日数の一覧

平成 23 年度 113 児相

表 14. 虐待を主訴とした 50 日以上の一時保護から家庭復帰した事例の一時保護の状況一覧

平成 23 年度	113 児相

n:	寺保護理由	件数		王たる虐	() 待		
— p-	7休護理田	1午级	身体的虐待	心理的虐待	ネグレクト	性的虐待	
緊急保護		249	121	34	76	18	
養育者のレ	スパイト目的	9	4	3	2		
親のクール	ダウン	17	10	6	1		
子どもの観	察目的	11	1	5	5		
親への警告	-	30	21	5	4		
施設入所 σ	ため	5	2	1	2		
その他		32	11	6	12	3	
É	<u> </u>	353	170	60	102	21	
(内訳)	身柄付通告		5		2		
あえ	て調査保護を区別					1	
施設	から一時保護所へ				1		全 体
	平均在籍日数		77.8	90.9	87.3	75.7	82.6
	最大値		286	408	238	146	66
在籍	最小值		50	50	50	50	408
日数	中央値		64	66	69.5	71	50
		有効値	169	57	98	20	344
		欠損値	1	3	4	1	9
	データの合計個数		170	60	102	21	353
	ナータの合計値数		170	60	102	21	353

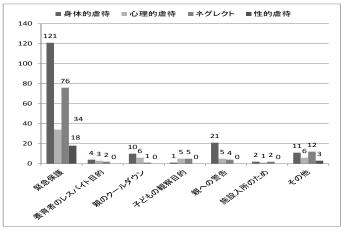


図 13. 50 日以上の一時保護から帰宅した事例における虐待種別別 一時保護理由の分布 平成 23 年 113 児相

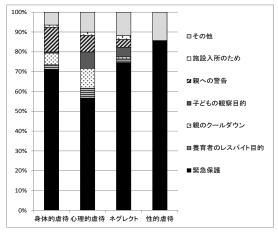


図 14. 50 日以上の一時保護から帰宅した事例における 虐待種別別一時保護理由の構成比 平成 23 年 113 児相

50 日以上の一時保護から帰宅した事例の一時保護理由は、緊急保護が最も多く、特に身体的虐待とネグレクトでは集中的に緊急保護が多いことが分かる。図 13 は保護の要件別の件数分布図である。当初から短期的な目標設定となりやすいレスパイトやクールダウン、親への警告や子どもの観察目的の保護は合計しても緊急保護件数には及ばない。図 14 を見るといずれの虐待種別でも、緊急保護が各虐待種別別件数のほぼ 6 割以上を占めてい

ることが分かる。

50 日以上という長期の一時保護が各事例においてどの程度初めから想定されていたかは本調査では尋ねていない。おそらく一時保護開始の時点では、措置解除までの手順・時期をすべて見極めて一時保護を実施する事例は少ないとみられる。代りに本調査では、措置解除・家庭復帰の時点での、当初の保護目的の達成程度を尋ねた。表 15 にその結果を示す。

表 15. 虐待を主訴とした 50 日以上の一時保護から家庭復帰した事例での当初の一時保護目的の達成度 平成 23 年 113 児相

at to attem t	4.1 364	家庭復帰時の		主たる虐待	弄種別		2.51	day 144 15 1 1
一時保護理由	件数		身体的虐待	心理的虐待		性的虐待	合計	各構成比
		当初の目的通り	107	29	66	18	220	88.4%
緊急保護	249	目的変更の結果	14	3	9		26	10.4%
		欠損値		2	1		3	1.2%
		当初の目的通り	3	2	2		7	77.8%
養育者のレスパイト目的	9	目的変更の結果	1	1			2	22.2%
		欠損値					0	0.0%
		当初の目的通り	9				13	76.5%
親のクールダウン	17	目的変更の結果	1	2	1		4	23.5%
		欠損値					0	0.0%
		当初の目的通り	1	5	5		11	100.0%
子どもの観察目的	11	目的変更の結果					O	0.0%
		欠損値					O	0.0%
		当初の目的通り	20	5	4		29	96.7%
親への警告	30	目的変更の結果	1				1	3.3%
		欠損値					O	0.0%
		当初の目的通り	2		1		3	60.0%
施設入所のため	5	目的変更の結果		1	1		2	40.0%
		欠損値					0	0.0%
		当初の目的通り	10	5	10	3	28	87.5%
その他	32	目的変更の結果	1	1	2		4	12.5%
		欠損値					O	0.0%
		当初の目的通り	152	50	88	21	311	88.1%
合 計	353	目的変更の結果	18		13	0	39	11.0%
		欠損値	0	2	1	0	3	0.8%
総	計(欠損値含	•)	170	60	102	21	353	100.0%

全体としては、およそ88%の事例でそれぞれの当初の 目的を達成したと答えており、当初の目的を変更したと の回答は11%である。もちろん施設入所のための保護で あった5事例では、4割が目的変更による引き取りであ ったと答えており、それでも6割が目的達成と答えてい るのは、50日以上の一時保護の対応経過中に生活環境の 改善が図れるなど、介入の目的が遂げられたといえる事 態の改善が認められたからとなっている(一時保護の日 数は218日、56日、50日)。他方、適切な施設が見つか らず、あるいは子どもの不適応などで本来の目的達成が 出来なかった事例の一時保護期間は最長期間の一時保護 であった 408 日と最短の 50 日の 2 件であった。おそら く施設入所を想定して一時保護を実施したが、様々な経 過によって適切な措置先を見つけられずに断念したか、 当初の保護時点での家庭状況がその後大きく変わったの で帰宅させられるようになったという理由であろうとみ られる。経過として、保護期間が両極端に分かれており、 理由や経過はそれぞれ異なっている事例かもしれない。

それ以外の一時保護目的では、親のクールダウン目的での一時保護で、目的変更の結果と報告される事例が23.5%、養育者のレスパイト目的でも目的変更とされる事例が23.5%といずれも目的変更率が高いのが注目される。おそらく親のクールダウンやレスパイト目的で当初から50日を超える一時保護を計画する事例はそう多くないとみられ、もう少し短期に一時保護を解除する予

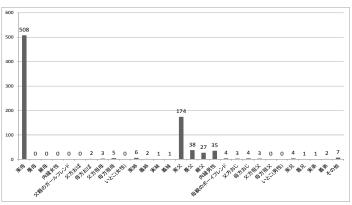
定であったが、目的達成に至らず長期化したとみられる。 これに比べて親への警告目的の一時保護は、当初より保 護者との対立や、ある程度のトラブルによる長期化を覚 悟して実施されたからなのか、当初の目的通りとの報告 が 96.7%と高く、対照的である。

最も件数が多い緊急保護目的での 50 日以上の一時保護からの家庭復帰で、それを目的変更の結果と答えた10.4%、26 事例の中には、施設入所が望ましいと考えた事例や、家庭状況の十分な改善を達成できていないのだが、何らかの事情で家庭復帰に至った事例を含むとみられる。

7) 主な虐待者・不適切養育者

施設からの家庭復帰事例で確認されている虐待者・不 適切養育者の分布状況を図 15、16、表 16 に示す。

施設からの家庭復帰事例 770 件中、765 件で確認されている虐待者・不適切養育者は全部で 836 人である。実母の占める割合(765 件中 508 件:66.4%)が最も大きく、次に実父の占める割合(765 件中 174 件:22.7%)が大きい。その他の養育者としては、母側では実母以外の養母・継母等の養育者からの不適切養育が報告されていないのに対して父側では養父・継父・内縁関係者、ボーイフレンド等で計 104 件:13.6%となっていることが注目される。



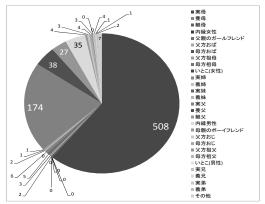


図 15. 施設からの家庭復帰事例で確認されている主たる虐待者・不適切 養育者の状況 平成 23 年度 113 児相

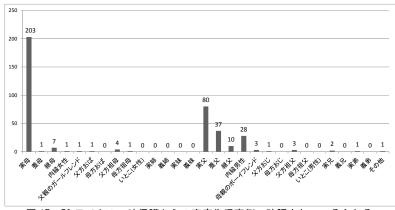
図 16. 施設からの家庭復帰事例で確認されている 主たる虐待者・不適切養育者の分布状況

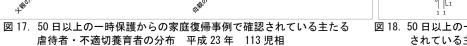
表 16. 虐待を主訴として入所した施設から家庭復帰した事例で確認されている虐待者・不適切養育者の状況 平成 23 年度 113 児相

		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 父														27	28	29	不品													
																					明											
		全 親 、																			==											
		数	実母	養母	継母	緑女	レガー	方	方	方	方	=	実姉	義姉	実妹	義妹	実父	養父	継父	緑男	レの	方	方おじ	方	方		実兄	義兄	実	義	その	記
			母	母	母	女	ドー	お	お	祖	祖	女	姉	姉	妹	妹	父	父	父	男	ンボー	お	お	祖	祖	第	兄	兄	弟	義弟	他	大
						性	ル	ば	ば	母	母	性								性	・イフ	ľ	Ľ	父	父	性						記入なし
							フ					~									フ					\sim						Ŭ
		420	420																													
		6	2	_		ш		$oxed{oxed}$			2	ш	ш	ш	ш	ш	igsquare						2									1
		2	1		₩	ш	.	ш				ш	\vdash	1	\vdash	\vdash	\sqcup									\vdash		\vdash	-	\rightarrow		Į.
	1.実母	24	12		₩	\vdash		₩		_		\vdash	\vdash	ш	\vdash	\vdash	12	-				Н				-	\rightarrow	\vdash	\rightarrow	\dashv	\vdash	ł
		2	1		+	+	 	\vdash				\vdash	\vdash	\vdash	\vdash	\vdash	\vdash	1		1						$\overline{}$	_			-		ł
	ŀ	2	1		\vdash	\vdash	 	\vdash				Н	\vdash		\vdash	\vdash	\vdash					Н	1			-	-	-	-	\dashv		1
	+実父+実姉	2	1		\vdash	\vdash		\vdash				\vdash	1	-	\vdash	\vdash										\neg	-	\neg	-	\neg		1
	+実父	14	7		$\overline{}$	\Box		\vdash				\vdash					7											-		\neg		1
	+継父	10	5		\vdash	П		т				-	\Box			П	\Box		5							\Box		\Box	П	\neg		
	+内縁男性	8	4			\Box						\Box	\Box							4								$\overline{}$				
	+母のボーイフレンド	2	1	Г	П	П		П				\Box	П			П	\Box				1					П		\Box				
	+実兄	2	1																								1					J
	+実弟	2	1	┙		口						ш	ш		\Box	ш						ш				шĪ		凵	1	二	ட	1
	+実姉	2	1		$ldsymbol{ldsymbol{\sqcup}}$	ш	Ь	Ш				\square	ш	1	ш	ш										ш			لب		ш	
	十義姉	2	1	₩.	$oldsymbol{\sqcup}$	╙	Ь—	ш	Ш		Ш	ш	ш	ш	1	ш	لـــــا					ш				ш		إ	ш		$ldsymbol{\sqcup}$	
	2.養母	0	 	-	_	ш	├	₩				\vdash	\vdash	ш	\vdash	\vdash	igwdown							_		\vdash		\vdash	\rightarrow	\dashv	\vdash	ł
	3.継母	0	 	₩		\blacksquare	⊢	₩	H	\vdash	Н	\vdash	\vdash	ш	$\vdash\vdash$	Н		\vdash	-	-		H		\vdash			\dashv	\vdash	-	\dashv	\vdash	ł
	4.内縁女性	0	 	₩	₩	+		₩				\vdash	\vdash	\vdash	\vdash	\vdash	₩									-	_		-	-1		ł
	5.父親のガールフレンド		 	+-	+-	\vdash		₩				\vdash	\vdash	\vdash	\vdash	\vdash	$\vdash \vdash$									-	\rightarrow	-1	_	\dashv	\vdash	ł
	6.父方おば 7.母方おば	0	l	\vdash	+	+	 	-	2			Н	Н		\vdash	\vdash	\vdash									r	-1	-1	mt			ł
ŀ	7.母力のは 8.父方祖母 +その他	2	 	\vdash	+	\vdash	 	\vdash		1		Н	\vdash	\vdash	\vdash	\vdash	\vdash									$rac{1}{2}$	-	-1	$rac{1}{2}$	\dashv	1	ı
主	+実父+父方祖父	3	l	\vdash	+-	\vdash	 	\vdash		1		Н	Н		\vdash	\vdash	1							1				-		\dashv		1
<i>t=</i> 1	+父方おじ	2		\vdash	†	\vdash		\vdash		1		\vdash	\vdash		\vdash	П						1				-	-1	\neg		\neg		1
	9.母方祖母+その他	2		\vdash	$\overline{}$	\vdash		\vdash		_	1	\vdash	\vdash				-					_				T		$\overline{}$		\neg	1	1
不	10.いとこ(女性)	0				\Box							\Box															$\overline{}$				
適	11.実姉	2			П	П		П				\Box	2			П	\Box									П		\Box				
뗏	+実父	6											3				3															
適切養育者	12.義姉	0																														1
書	13.実妹	0			<u> </u>							ш	ш	ш		ш	igsquare											ш	ш			
	14.義妹	0	<u> </u>	'لــــــــــــــــــــــــــــــــــــ	Щ.	ш	<u> </u>	ш				ш	ш	ш	ш		igsquare									-		\vdash	ш		lacksquare	1
	15.実父	125	<u> </u>	↓	₩	ш	Ь—	igspace				ட	$oldsymbol{\sqcup}$	ш	\vdash	ш	125									\vdash		\vdash	\longrightarrow	-	$ldsymbol{\sqcup}$	1
		8	4	<u> </u>	₩	ш	├	₽				$m{\sqcup}$	\vdash	ш	\vdash	\vdash	4									\vdash		\vdash	\vdash	_		ł
		3	 	₩	₩	\vdash	├	₩				\vdash	\vdash	ш	\vdash	1	1									\rightarrow	_	\vdash	\rightarrow	_1	\vdash	ł
	16.養父	29	├	₩	₩	\vdash	├	₩				\vdash	\vdash	\vdash	\vdash	\vdash		- 00								-	1	\vdash	-	\dashv	\vdash	ł
	10.36.2	6	3	+	+-	\vdash		\vdash				\vdash	\vdash	\vdash	\vdash	\vdash	\vdash	29 3								$\overline{}$	\rightarrow	-	-	\dashv		ł
	1	2		\vdash	+	\vdash	 	\vdash				Н	Н	\vdash	\vdash	\vdash	\vdash	1								-	-	-1	$rac{1}{2}$	- 1	\vdash	1
	17.継父	18		\vdash	†	\vdash		\vdash				\vdash			\vdash	\vdash			18								-1					1
		8	4		$\overline{}$	\vdash		\vdash				П	П						4									$\overline{}$		\neg		1
	18.内縁男性	27										\Box								27												
	ľ	6	3	Г	П	П		П				\Box	П			П	\Box			3						П		П				
	19.母親のボーイフレンド	2																			2											
	20.父方おじ	2	1			┰┚						ш	ш	ш	\Box	ш						2				шĪ		Ш	ᆈ	二	┙	1
	21.母方おじ	1	!	₩'	lacksquare	╙	Ь	ш				ш	ш	ш	ш	ш	لـــــا					ш	1			ш		ш	ш		ш	
	22.父方祖父	2	<u> </u>	ш	₩	ш	Ь	ш				ш	ш	ш	ш	ш	ш							2		ш		-	ш		ш	
	23.母方祖父	0	<u> </u>	↓	₩	ш	Ь—	igspace				ட	$oldsymbol{\sqcup}$	ш	\vdash	ш	igsquare									\vdash		\vdash	\longrightarrow	\blacksquare	$ldsymbol{\sqcup}$	1
	24.いとこ(男性)	0	Ь——	₩'	₩	ш	Ь—	ш				$m{\sqcup}$	ш	ш	ш	ш	ш											\vdash	\vdash	-	$ldsymbol{\sqcup}$	4
	25.実兄	2	 	₩	₩	\vdash		₩				\vdash	\vdash	ш	\vdash	\vdash										\vdash	2		-	\dashv	\vdash	ł
	26.義兄	1 0	 	₩	₩	\vdash	├	₩				\vdash	\vdash	\vdash	\vdash	\vdash	$\vdash \vdash \vdash$									-	\rightarrow	1		\dashv	\vdash	ł
	27.実弟	0	 	+-	+	+	 	\vdash				\vdash	\vdash	\vdash	\vdash	\vdash	\vdash									$\overline{}$	_	-				ł
	28.義弟 29.その他	5		\vdash	\vdash	\vdash		\vdash				\vdash	\vdash	\vdash	\vdash	\vdash	\vdash									\vdash	\rightarrow	\vdash	-		5	ı
— '	20. C 07 IB	4	2	\vdash	\vdash	\vdash	 	\vdash			2	Н	\vdash		\vdash	\vdash	1					Н				\neg	$=$ \dagger	\vdash	-	\dashv	- 0	1
		36	18	\mathbf{T}	\vdash	\vdash	\vdash	\vdash				Н	Н	\vdash	Н	\vdash	18					Н				\dashv	\dashv	\dashv	\dashv	\dashv	\vdash	1
		6	3		T	\vdash		\Box						\vdash	П		10	3								ı	=t	-	T I	\dashv	\vdash	1
主た	る不適切養育者確定せず	2	1		т	П		\Box				П	П				\Box				1					\dashv	\exists	\neg	\sqcap	\neg		
		10	10		\Box	П							П		\Box	\Box	\neg									\sqcap	\neg	\neg	\sqcap	\neg		l
		2															2									ਗ਼	二		ਗ਼]
		1																1														L
	不明・記入なし	5																														5
_			508	0	0	0	0	0	2	3	5	0	6	2		1	174	20	27	35	4	3	-4	3	0	_					7	
	合 計 従たる虐待者	836 100	48						0	0	4			1	1		32	5	0	1	1	0	3	0	0	0	4	0	0	2	0	

50 日以上の一時保護からの家庭復帰事例で確認されている虐待者・不適切養育者の分布状況を図 17、18、表17 に示す。確認された虐待者は 353 件で 385 人、そのうち実母の占める割合は 203 件:57.5%で高く、次に実

父が80件:22.7%である。その他の養育者では父側(養父・継父・内縁男性・ボーイフレンド)が78件に対して母側(養母・継母・内縁女性・ガールフレンド)が10件と少ないのは施設からの退所事例と同じ傾向である。





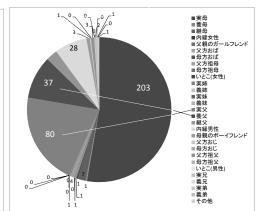


図 18.50 日以上の一時保護からの家庭復帰事例で確認 されている主たる虐待者・不適切養育者の分布

表 17. 50 日以上の一時保護からの家庭復帰事例で確認されている虐待者・不適切養育者の状況

平成 23 年度 113 児相

全変 実務	× 17. 0	主従の確定しない不適切養育者 及び 従たる不適切養育者 はまたる虐待者の重復														ול טו	2 IH																
全変 実務					_	_		主従	の征	定	しなり	い不	適切	養育	者	及び	従	たる	不適	切養	育者	1		は主	たる	虐待	者σ	重複	夏				
大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	
10 5 1 1 1 1 1 1 1 1 1				実母	養母	継母	緑	親のガールフレ	父方おば	母方おば	父方祖母	母方祖母	とこ(女性	実姉	義姉	実妹	義妹	実父	養父	継父	内縁男性	親のボーイフレ	方	母方おじ	父方祖父	方	とこ(男性	実兄	義兄	実弟	義弟	その他	明・記入な
日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日		1.実母	179	179																													
+ 集父 4 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			10	5														5															
+ 実父 4 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1																			1														
***					_	<u> </u>					_	_									1										<u> </u>	ш	
十美父 4 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1				-	_	<u> </u>	<u> </u>					1																			↓	₩	
2条件 1 1 1 5						-	-				-							2		-										_	├	₩	
大変な 1			4	2	-	\vdash	1	-	-	_	\vdash	\vdash	\vdash	-	\vdash		-		$\frac{2}{}$		1	\vdash			-		-	<u> </u>		\vdash	├	\vdash	
+ 美父 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			1	 	1	-	-	-	-	-			\vdash	\vdash	\vdash		-	-	-				-	-	-	-	-	-	-	-	├—	\vdash	
# A P				1	<u> </u>						-	_						- 1													-	 	
4内線を性 1		十美文			t						 			\vdash				-	\vdash											\vdash	\vdash	\vdash	
SX親のガールフレンド 1		4 内級女性				1												-													<u> </u>	t t	
A				t -				- 1																							—	\vdash	
### 2			2	1		1		Ť	1														1										
ex方租母 - 大たる 不 適切 養育者者 1 - 大を - 大を - 大を - 大を - 大を - 大を - 大を - 大を																																	
+ 美父 4 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0			1			1					1																					\vdash	
また た			4								2							2															
たる 不適 切	+		0	1																													
12	<i>t</i> =	10.いとこ(女性)	0																														
12	る	11.実姉	0																														
### 15 実父	不	12.義姉	0																														
### 15 実父	適	13.実妹																															
Page	切	14.義妹																															
16 兼父 31	養	15.実父	62															62															
16 兼父 31	育						1																										
17組文 8 8 8 8 8 8 8 8 8	有																	1												1	Ь	igsquare	
17継文		16.養父			_	<u> </u>																									<u> </u>	Щ	
18.内縁男性 23																			3												<u> </u>	Щ	
19.時親のボーイフレンド 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1																				- 8											<u> </u>	Щ	
19.母親のボーイフレンド 3		18.内縁男性			_	-																									└	igspace	
20.父方おじ 0					<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>				<u> </u>	<u> </u>							<u> </u>		2				<u> </u>					<u> </u>	<u> </u>	1	
21.母方志じ 0					├	┢	!	_	_	_	├	├	H	<u> </u>	H	—	-	-	⊢	 	 	3			-			-		⊢	₩	₩	_
22.父方祖父 2 1					+	1	-			-	\vdash	\vdash			H	H-1	-	-	-	-	-							-		-	₩	₩	
23.母方担父 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0					 	 	1	1	1		 	 		1	\vdash		-		 		1				9					 	\vdash	\vdash	
23.母方祖父 0		22.人刀祖人			+	\vdash	 	 	 		 	 		\vdash	H		\vdash	-	\vdash			\vdash	-		1			-		\vdash	\vdash	\vdash	
24.いとに(男性) 0 <t< td=""><td></td><td>23.母方祖父</td><td></td><td></td><td>t</td><td>t</td><td></td><td> </td><td> </td><td></td><td> </td><td> </td><td></td><td></td><td>H</td><td></td><td> </td><td>l —</td><td></td><td> </td><td></td><td></td><td>l —</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>\vdash</td><td>\vdash</td><td></td></t<>		23.母方祖父			t	t		 	 		 	 			H		 	l —		 			l —								\vdash	\vdash	
25実兄 2 1 0<					t	t	l	t	t		1	 							t											t	\vdash	\vdash	
26.義兄 0 <td< td=""><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>t</td><td>t</td><td></td><td>t</td><td>t</td><td></td><td> </td><td>t</td><td></td><td>\vdash</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>\vdash</td><td>\vdash</td><td></td></td<>				1	t	t		t	t		 	t		\vdash														1			\vdash	\vdash	
27実券 0 <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>T</td> <td>T</td> <td></td> <td>l –</td> <td>l –</td> <td></td> <td>T</td> <td>T</td> <td></td> <td>\vdash</td> <td></td>					T	T		l –	l –		T	T																				\vdash	
28.義弟 0 1 0 <t< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td>ı</td><td>ı</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></t<>					ı	ı																											
29.その他 1 10 5 1					Г	ı																										\Box	
主たる不適切養育者確定せず 2 1			1		L		L				L								L											L		1	
2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			10	5		L								L_			L	5	L		L		Ĺ	L	L	L_	L	L		L			
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	主たる	不適切養育者確定せず	2	1																	_1												
THI・記入なし 0 1 1 0 4 1 0 0 0 0 0 80 37 10 28 3 1 0 3 0 0 2 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0											1									1													
不明・記入なし 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0			1																	1													
合計 385 203 1 7 1 1 1 0 4 1 0 0 0 0 0 0 80 37 10 28 3 1 0 3 0 0 2 0 1 0 1 0 1			1																		1												
			0		匚	$ldsymbol{oxed}$	oxdot				匚	匚		$ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{eta}}}$								Ш									oxdot	\Box	0
<u> </u>																											_						0
	内 従たる	虐待者	35	12	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	11	1	2	- 3	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0

8) 家族変化

子ども虐待問題で何らかの介入・支援をうけることになる家族は、しばしば頻繁な転居や離別、新たな家族の参加などがあり、流動的であることが注目されてきたが(山本ら 2010)、今回の調査でも、施設からの家庭復帰事例で 52.4%、50 日以上の一時保護からの家庭復帰で30.6%の家族に入所時から家庭復帰までの間に家族メンバーの変化が認められる(表 18 19)。

施設からの家庭復帰事例は再長 15 年の期間を置いての家庭復帰なので、それなりに家族メンバーも動きがあ

るのは当然かもしれないが、その75%は3年以内の家庭 復帰であることを考えると、やはり流動性は高いとみられる。

50 日以上の一時保護からの家庭復帰では最長は 408 日だが、それ以外は全て介入から 1 年以内、50~80 日程度の期間で 30.6%の家族にメンバーの変化がみられており、やはり流動性が高いとみられる。ただいずれも適切な対照群をおいた比較検討ではないので、今後、照合検討が必要である。

表 18. 虐待を主訴として入所した施設から家庭復帰した事例で確認されている家族の変化 平成 24 年度 113 児相

						変化	あり	
		有	欠				内 訳	
	件数	効 値	損 値	変化なし	変化あり 全体	メンバ― に動き 人数同じ	メンバー が増加	メンバー が減少
引取り	770	763	7	334	429	80	170	179
構成比(母数は763)				43.8%	56.2%	10.5%	22.3%	23.5%
	件数	構成比			429-61=	368/702=5	52.4%が変1	化あり
元の家庭への引き取り	709	92.1%					変化なしは	334
親以外の親族引取り	46	6.0%			763 - 61 =	702: 元家庭	Ē	
その他知人等の家庭引き取り	9	1.2%			368+334=	=702:変化	有+無し	
本人が独立自立	4	0.5%						
無記入	2	0.3%						
合計	770	100.0%						

表 19. 虐待を主訴とした 50 日以上の一時保護からの家庭復帰事例で確認されている家族の変化 平成 24 年度 113 児相

						変化	あり	
		有	欠				内 訳	
	件数	効 値	損 値	変化なし	変化あり 全体	メンバ― に動き 人数同じ	メンバー が増加	メンバー が減少
家庭引取り	353	353	0	215	138	27	52	59
構成比(母数は353)				60.9%	39.1%	7.6%	14.7%	16.7%
	件数	構成比	ì		138-43=	95/310=30).6%が変化	あり

| 件数 構成比 | 元の家庭への引き取り | 310 | 87.8% | 310 | 87.8% | 310 | 35 | 9.9% | 35 | 9.9% | 35 | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 36% | 3

138-43=95/310=30.6% か変化めり

353-43=310:元家庭 310-95=215:変化なし家庭

9) 段階的親子再接触アプローチの実施状況

虐待を主訴として入所した施設から家庭復帰した事例における段階的親子再接触アプローチの実施状況を表 20に示す。

段階的親子再接触アプローチを事前に準備して実施した事例は、結果的に一部中断した事例も含め、全 770 件中 241 件: 31.3%、最初から事前準備したのではないが、経過的にその都度、段階的な親子再接触を意識したアプローチを実施した事例は 192 件: 24.9%、合計 433 件: 56.2%の事例で段階的親子再接触アプローチが実施されている。

50 日以上の一時保護からの家庭復帰事例における段階的親子再接触アプローチの実施状況を表 21 に示す。

子ども虐待事案での対応として実施される一時保護の 経過では、基本的に保護者との接触を制限する対応がと られることが多い。子どもの安全の確保、親子の安全な 接触ということが重視される。ただ、それをもって親子関係の本格的な修復を意図したり、計画的なアプローチを設定するということは、緊急保護といった対応の性質からも、短期であるという期間設定上からも、それほど多くないのが普通である。ただ、50日以上の期間、一時保護がとられる事例の場合には、何らかの保護者との再接触を指導・治療的に捉えて計画実施する事例が一定数あることが予想される。結果的には、50日以上の一時保護からの家庭復帰事例で、段階的親子再接触アプローチを事前に準備して実施した事例は、一部中断した事例も含め、全353件中61件:17.3%、経過的にその都度計画して実施した事例は94件:26.6%、合計155件:43.9%の事例で実施されている。50日以上という長期の経過が、親子接触への段階的なアプローチを必要としたとみられるが、予想よりは多くの事例で実施されている。

表 20. 虐待を主訴として入所した施設から家庭復帰した事例における段階的親子再接触アプローチの実施状況

段階的親子再接触の実施状況	件数	構成比	実施の内訳	件数	構成比
			事前に計画作成	131	
順調に進んだ	231	30.0%	経過的に実施	100	
			無記入	0	
			事前に計画作成	85	
順調では無いが一応段階を踏んだ	169	21.9%	経過的に実施	80	
			無記入	4	
	1		事前に計画作成	4	
保護者都合で中断含め回数少ないまま	10	1.3%	経過的に実施	6	
			無記入	0	
			事前に計画作成	5	
設定開始したが途中で中断	9	1.2%	経過的に実施	3	
			無記入	0	
	ĺ		事前に計画作成	1	
保護者に提示したが実施できず	4	0.5%	経過的に実施	3	
			無記入	0	
	ĺ		事前に計画作成したが圧縮・変更	6	
その他	29	3.8%	経過として 実施に至らず	12	
との個	23	3.070	実施無し	10	
			無記入	1	
			事前に計画作成	9	
記入なし	319	41.4%	計画作成無し 実施状況不明	304	
			無記入	6	
			事前に計画して実施 /一部中断・変更	241	31.3%
合 計	770	100.0%	経過的に実施	192	24.9%
H 81	.,,0	100.070	結果的に実施せず 経過不明	326	42.3%
			無記入	11	1.4%

表 21. 50 日以上の一時保護からの家庭復帰事例における段階的親子再接触アプローチの実施状況

段階的親子再接触の実施状況	件数	構成比	実施の内訳	件数	構成比
			事前に計画作成	31	
順調に進んだ	91	25.8%	経過的に実施	60	
			無記入		
			事前に計画作成	17	
順調では無いが一応段階を踏んだ	39	11.0%	経過的に実施	22	
			無記入		
			事前に計画作成	2	
保護者都合で中断含め回数少ないまま	13	3.7%	経過的に実施	11	
			無記入		
			事前に計画作成	2	
設定開始したが途中で中断	3	0.8%	経過的に実施	1	
			無記入		
			事前に計画作成		
保護者に提示したが実施できず	0	0.0%	経過的に実施		
			無記入		
			事前に計画作成したが圧縮・変更	9	
その他	39	11.0%	経過として 実施に至らず	30	
			無記入		
			事前に計画作成		
記入なし	168	47.6%	計画作成無し 実施状況不明	166	
			無記入	2	
			事前に計画して実施 /一部中断・変更	61	17.3%
合 計	353	100.0%	経過的に実施	94	26.6%
	595	100.0%	結果的に実施せず 経過不明	196	55.5%
			無記入	2	0.6%

表 20 によれば、実施された段階的親子再接触アプローチのうち、施設からの家庭復帰では、実施 433 件中 231件:53.3%の事例でアプローチは順調に進んだと評価され、順調ではないが一応段階を踏んだとされたのは 169件:39.0%である。

表 21 によれば、50 日以上の一時保護からの家庭復帰で実施された段階的親子再接触アプローチでは全 192 件中、アプローチは順調に進んだと評価されたのは 91 件:47.4%、順調ではないが一応段階を踏んだとされたのは 39 件 20.3%で、中断や圧縮などそれ以外の経過をとったものが 55 件:28.6%あり、一時保護という経過の流動性・変動性がうかがわれる。

10) 専門的プログラムの実施状況

表 22 に施設からの家庭復帰事例における家庭復帰以前の段階で実施された専門的プログラムの状況を示す。

報告されたプログラムは全事例 770 件中、239 件: 31.0%の事例で実施されており、具体的な名前のあるものが 19 種類、その他名前の無いものが 63 事例で実施されている(児童福祉司が独自に組んだもの、保護者との振り返り面接、施設と協働した指導など)。単体で実施されているプログラムは 12 種、143 件、複数のプログラムが組み合わせられているものが 79 件、その他種別不明が51件、延べ273件のプログラムが実施されている。ある時点での施設入所中の全事例における実施状況ではないので、限定的な情報であるが、ソーシャルワークとしての基本構造を備えたサインズ・オブ・セーフティ・アプローチ (42 件) が最も多く他の技法と組み合わせて実施されている。ソーシャルワーク全体ではなく、課題限定的なプログラムでは当事者参画(家族合同ミーティング等)の実施が最も多く 71 件である。

またこれらの専門的プログラムと段階的親子再接触ア

プローチが併用された事例は 216 件 (プログラム実施事例の 93.9%)、実施プログラムは延べ 250 件 (実施プログラム延べ件数の 91.6%) となっており、大半の事例で

専門的プログラムは段階的親子再接触アプローチと組み 合わせて実施されている。

表 22. 虐待を主訴として入所した施設から家庭復帰した事例における専門的プログラムの実施状況 平成 23 年度 113 児相

	実施したプログラム																			3	実施	伏況																		3	延べ数	
1.サインズ・オ	-ブ・セーフティ・アプローチ	•	•	•	•	•	•				•	•	•																			Т									45	2
2.ソリューショ:	ン・フォーカスト・アプローチ	•												•	•	•																									ç	Э
3.MY TREEペ	アレンツ・プログラム		•														•																								- 2	2
	ス・ペアレンティグ(CSP)			•	•												•	•																							22	2
.精研式ペア	レント・トレーニング																			•	ullet										(3
ナラティヴ・	アプローチ					•	-																																		5	2
B.MCG							•	•																																		3
.当事者参画	i(家族合同ミーティング等)					•								•				•				•	•	•	\bullet	•															79	Э
0.フォーカシ:																						•																				1
1.認知行動組	療法的接触						•																				•	•														Э
2.グループワ	アーク・カウンセリング																											•)											1
3.治療契約1	こ基づく個別カウンセリング			•	_																						•	-													17	7
4.CRC親子	プログラム																																_	•	•						5	2
5.育児トレー	-ニング(育児の実技指導全般)														•								•				•		•				•			•						3
豸	家庭復帰チェックリスト																																				•					1
\$	家族再統合プログラム																																					•				1
16.その他 叩	「かない子育て教育プログラム」																																						•			1
	CIT																							•																		1
7	その他					•					T	•	I	I	I		I			•					•															•	65	延べ
	実施件数	1	1	2	5	2	1	. 2	2 [1	2	1	24	2	1	5	1	1	12	2	4	1	4	1	5	60	1	7	1 1	1 2		1 1	2	1	1	17	1	1	1	51	239	9 :

50 日以上の一時保護から家庭復帰した事例について家庭復帰以前の段階で実施された専門的プログラムの状況を表 23 に示す。全事例 353 件中 95 件: 26.9%の事例で、延べ 117 件のプログラムが実施されている。具体的な名前のあるものが 19 種類 (施設からの家庭復帰事例とは一部異なる)、その他名前の無いものが 8 事例で実施されている (児童福祉司が独自に組んだもの、保護者との振り返り面接、独自の合同ミーティングなど)。単体で実施されているプログラムは 14 種、69 件、複数のプログラムが組み合わせられているものが 19 件、その他種別不明が 7 件、延べ 117 件のプログラムが実施されている。ここでもサインズ・オブ・セーフティ・アプローチ 31 件と、当事者参画 (家族合同ミーティング等) 26

件の実施件数が多い。

これらの専門的プログラムと段階的親子再接触アプローチが併用された事例は 41 件(プログラム実施事例の 43.2%)、実施プログラムは延べ 52 件(実施プログラム延べ件数の 44.4%)となっており、半数弱の事例で専門的プログラムと段階的親子再接触アプローチが組み合わせて実施されている。50 日以上の一時保護からの家庭復帰全件数における段階的親子再接触アプローチの実施率が 43.9%なので、一時保護からの家庭復帰においては、専門的プログラムは段階的親子再接触アプローチと常に組み合わせられたのではなく、組み合わせ実施率は全体の実施率とほぼ平行関係にある。

表 23. 50 日以上の一時保護からの家庭復帰事例における専門的プログラムの実施状況 平成 23 年度 113 児相

	実施したプログラム													実施	状汤													延べ数	
サインズ・ス	オブ・セーフティ・アプローチ	•	•	•	•	•	•	•																				31	
.ソリューショ	ョン・フォーカスト・アプローチ	•	•	•					•	•																		9	
.MY TREE	ペアレンツ・プログラム										•																	4	
コモンセン	ス・ペアレンティグ(CSP)	•			•							•																13	
精研式ペプ	アレント・トレーニング												•															1	
ナラティヴ・	・アプローチ													•														2	
.当事者参问	画(家族合同ミーティング等)		•			•			•						•	•	•	•	•									26	
0.フォーカシ	シング														•													1	
1.認知行動	肋療法的接触																			•								2	
2.グループ	ワーク・カウンセリング															•												2	
	た基づく個別カウンセリング						•														•							5	
4.CRC親子	ープログラム																•											1	
5.育児トレー	ーニング(育児の実技指導全般)																	•				•						7	
	SST																						•					1	
	家族再統合プログラム																							•				1	
16.その他	トリプルP																								•			1	
	合同ミーティング			_																						•		2	
-	その他						•																				•	8	延べ
	実施件数	1	1	4	5	1	1	18	1	2	4	7	1	2	1	2	1	1	18	2	4	6	1	1	1	2	7	95	1

11) 家庭復帰時の虐待リスクと保護者の状況

子ども虐待問題のために施設入所した子どもが、何らかの指導経過の後に家庭復帰するには、親子の分離介入による養育改善のための指導と親子関係の修復支援の成果が認められ、再び在宅での親子関係の修復・調整、さらなる養育改善のための作業が可能となった、すなわち最低限、子どもの安全が在宅で保障できる評価がなされたからと考えるのが、妥当であろう。2009年度の調査でも段階的親子再接触アプローチは、各段階の最低限度の

要件の実現をもって次の段階に進み、外泊を試みる段階では親子関係の調整、親子相互の関係性の修復が進み、家庭復帰後のフォローアップを見据えた「最終段階」に至るといった発想が主流であった(山本ら 2009)。ところが事実はそうしたイメージとは違って、家庭復帰時点でなお虐待の再発のおそれありとする事例が、家庭復帰事例の半数弱を占める、すなわち当初の介入時点から保護者の養育改善、親子関係の修復はあまり進んでいないと評価される状態のまま、家庭復帰が実施されている事

例が全体の約半数弱あることが明らかとなった(山本ら 2009)。

今回の事例では表 24、25 に示すように施設からの家庭復帰では「リスクは消失した」と「ほぼ消失した」は419件:54.4%、で、「虐待のリスクはまだあるが、在宅可能程度に低下した」という評価の下での家庭復帰が44.3%となっている。50 日以上の一時保護からの家庭復帰では68.3%の事例が「虐待のリスクはまだあるが、在宅可能程度に低下した」という評価の下で家庭復帰している。一時保護からの家庭復帰はもちろん問題解決をもって家庭復帰するばかりではないので、相当数のリスクが残っていることも想定範囲であるが、施設からの家庭復帰に関しても、なお多くの事例でリスクが残っていることを認識しながら家庭復帰が進められていることが分かる。

表 24. 虐待を主訴として入所した施設から家庭復帰する事例 の家庭復帰時点での虐待リスク

平成 23 年度 113 児相

内容	件数	構成比
虐待のリスクは完全に消失した	107	13.9%
虐待のリスクはほぼ消失した	312	40.5%
虐待のリスクはまだあるが、在宅可能程度に低下した	341	44.3%
無記入	10	1.3%
合 計	770	100.0%

表 25. 50 日以上の一時保護からの家庭復帰する事例の家庭復帰時点での虐待リスク 平成 23 年度 113 児相

内容	件数	構成比
虐待のリスクは完全に消失した	32	9.1%
虐待のリスクはほぼ消失した	80	22.7%
虐待のリスクはまだあるが、在宅可能程度に低下した	241	68.3%
無記入	0	0.0%
合 計	353	100.0%

これらのリスクの評価と保護者についての評価との関連性をみるために以下の3つの評定をもって検討する。

① 児童相談所に対する保護者の態度・姿勢

保護者が児童相談所に対して、協力的か対立的かいずれともつかず不安定かについて尋ねている。具体的には、「協力的」「当初協力的であったが対立的態度に推移」「当初対立的であったが協力的に推移」「対立的」「不安定」の5項目である。回答分類としてはこれに「無記入」を加えた6項目となる。

② 措置解除時の不適切養育についての保護者の認識

しばしば保護者の不適切養育の認識程度は実質的な指導効果と関連性があるとみなされてきた。措置解除時の保護者の不適切養育についての認識について、「虐待を認める」「虐待と認めたが他の対応方法が無かったと話した」「行為は認めたが信条によるとして虐待を認めず(正当なしつけとしての主張が多い)」「行為は認めないが不適切養育は認める」「行為も虐待も認めず」「不明」の6項目である。回答分類としてはこれに「無記入」を加えた7項目となる。

③ 児童相談所が提示する解除後の援助に対する保護 者の態度

保護者と児童相談所との関係は①の態度・姿勢によって評価されることが多いが、実際的には児童相談所が提案する支援策に対する協力程度も重要な指標となる。保護者の態度は複雑なので、各項目は二つの要素の組み合わせとなっている。

ひとつは「問題は解決したか、解決していないか 解決の有無にかかわらずか」、もうひとつは「援助を受け入れるか、受け入れないか」である。組み合わせは6通りである。回答分類としてはこれに「無記入」を加えた7項目となる。

表 26 に施設からの家庭復帰時点での「児童相談所に対する保護者の態度・姿勢」を示す。

表 26. 虐待を主訴として入所した施設から家庭復帰する事例の家庭復帰時点での虐待リスクと保護者の態度

虐待のリスク	児童相談所に対する保護者の態度・姿勢						
内容	件数	協力的	協力的→ 対立的	対立的→ 協力的	対立的	不安定	無記入
虐待のリスクは完全に消失した	107	67	1	15	4	19	1
横列構成比	100.0%	62.6%	0.9%	14.0%	3.7%	17.8%	0.9%
縦列構成比	13.9%	17.5%	8.3%	8.8%	10.5%	11.6%	25.0%
虐待のリスクはほぼ消失した	312	184	4	84	6	34	0
横列構成比	100.0%	59.0%	1.3%	26.9%	1.9%	10.9%	0.0%
縦列構成比	40.5%	48.2%	33.3%	49.4%	15.8%	20.7%	0.0%
虐待のリスクはまだあるが、在 宅可能程度に低下した	341	128	7	70	27	108	1
横列構成比	100.0%	37.5%	2.1%	20.5%	7.9%	31.7%	0.3%
縦列構成比	44.3%	33.5%	58.3%	41.2%	71.1%	65.9%	25.0%
無記入	10	3	0	1	1	3	2
横列構成比	100.0%	30.0%	0.0%	10.0%	10.0%	30.0%	20.0%
縦列構成比	1.3%	0.8%	0.0%	0.6%	2.6%	1.8%	50.0%
合 計	770	382	12	170	38	164	4
構成比	100.0%	49.6%	1.6%	22.1%	4.9%	21.3%	0.5%

リスク消失群では「協力的」が高い(構成比 62.6% 59.0%) のに対して、リスクが残るとされる群では 37.5%と低くなっており、「不安定」とされる群が 31.7% と構成比が高い。また「対立的」であるとされる群の 71.1%、「協力的から対立的に推移した」群の58.3%が、 リスクが残るとされる群に属している。

これらの指標を再整理しリスクについては「完全消失 +ほぼ消失」と「リスクが残る」の2群に、態度につい ては「協力的から対立的+対立的」「協力的+対立的から 協力的」「不安定」の 3 群にまとめ直して、リスクの有 無で比較したところ、以下のようになった。いずれの比 較も 1%水準の有意差を示している。全体を二分してい るのは、「協力的」vs 「対立的 or 不安定」群である。こ れからみると、児童相談所のリスク評価は保護者の態度 においては、概ね協力的か、対立的あるいは態度が不安 定であることによっている可能性が高いということを示 している。

表 27. 施設から家庭復帰した事例群の保護者の態度について の統計的検討 平成 23 年度 113 児相

フィッシャーの直接確率							
		対立的態度					
	あり	なし	計				
	あり	34	307	341			
再発リスク	なし	15	404	419			
	計	49	711	760			

フィッシャ の直接確率 **:1%有意 *:5%有意 而側 P値 0.0005 ** 片側P値 0.0003 **

CramerのV 0.1294 YuleのQ 0.4978 フィッシャーの直接確率 協力的態度 あり なし あり 143 341 再発リスク なし

の直接確率 フィッシャ **:1%有意 *:5%有意 面側 P値 0.0000 ** 0.0000 ** 片側P値

760

Cramer

OV 0.2845 YuleのQ -0.5749

フィッシャーの直接確率

		忍及个女儿		
		あり	なし	計
	あり	108	233	341
再発リスク	なし	53	366	419
	計	161	599	760

フィッシャ の直接確率 **:1%有意 *:5%有意

両側P値 片側P値 0.0000 **

CramerのV 0.2315 YuleのG

フィッシャーの直接確率

		対立or不安定		
		あり	なし	計
	あり	142	199	341
再発リスク	なし	68	351	419
	計	210	550	760

フィッシャ の直接確率 **:1%有意 *:5%有意

両側P値 片側P値 0.0000 **

CramerのV 0.2827

表 28 に施設からの家庭復帰時点での「措置解除時の 不適切養育についての保護者の認識」を示す。

これをみると、リスク完全消失群に不明、無記入が計 34.6%、リスクが残る群で15%あり、項目の識別分類サ ンプルとしては問題である。各項目をみると、保護者の 不適切養育認識項目内の構成比において、「虐待と認めた が他の対応方法が無かった」「行為は認めたが信条による として虐待を認めず「行為は認めないが不適切養育は認 めた」の3群が、リスクが残るとされた群において構成 比が高いことが認められる。これに対して「虐待を認め る」群はいずれのリスク評価でも40~50%台の構成比を 占めており、「虐待を認める」項目内構成比においても「リ スク完全消失+ほぼ消失」群で計 238 件:56.8%、「リ スクが残る」群で143件:41.9%となっている。統計上 は上記のリスクの有無の2群間では1%台の有意差に達 している (表 29) が、このままでは実務上の識別性は無

上記の「虐待と認めたが他の対応方法が無かった」「行 為は認めたが信条によるとして虐待を認めず」「行為は認 めないが不適切養育は認めた」の3群が、リスクが残る とされた群で、項目内構成比が高かったことについて、 この3項目を合算するとリスクなし群で87件:20.8%、 リスクが残る群で131件:38.4%となり、統計上は有意 差が認められた(表30)が、これも実務上の識別性とし ては弱い。

表 28. 虐待を主訴として入所した施設から家庭復帰する事例の家庭復帰時点での虐待リスクと保護者の認識

虐待のリスク		措置解除時の不適切養育についての保護者の認識						
内容	件数		虐待と認 めたが他 対応方法 が無かっ たと話した	行為は認 めたが信 条によると して虐待を	行為は認 めないが 不適切養	行為も虐待も認めず	不明	無記入
虐待のリスクは完全に消失した	107	53	9	3	2	3	25	12
横列構成比	100.0%	49.5%	8.4%	2.8%	1.9%	2.8%	23.4%	11.2%
縦列構成比	13.9%	13.9%	9.3%	5.3%	3.0%	8.6%	25.0%	37.5%
虐待のリスクはほぼ消失した	312	185	37	16	20	15	28	11
横列構成比	100.0%	59.3%	11.9%	5.1%	6.4%	4.8%	9.0%	3.5%
縦列構成比	40.5%	48.4%	38.1%	28.1%	29.9%	42.9%	28.0%	34.4%
虐待のリスクはまだあるが、在 宅可能程度に低下した	341	143	50	36	45	16	46	5
横列構成比	100.0%	41.9%	14.7%	10.6%	13.2%	4.7%	13.5%	1.5%
縦列構成比	44.3%	37.4%	51.5%	63.2%	67.2%	45.7%	46.0%	15.6%
無記入	10	1	1	2	0	1	1	4
横列構成比	100.0%	10.0%	10.0%	20.0%	0.0%	10.0%	10.0%	40.0%
縦列構成比	1.3%	0.3%	1.0%	3.5%	0.0%	2.9%	1.0%	12.5%
合 計	770	382	97	57	67	35	100	32
構成比	100.0%	49.6%	12.6%	7.4%	8.7%	4.5%	13.0%	4.2%

表 29. 施設から家庭復帰した事例群の保護者の不適切養育に ついての認識についての統計的検討 1 平成 23 年度 113 児相

フィッシャーの直接確率

<u></u>						
	虐待を認める					
		あり	なし	計		
再発リスク	あり	143	198	341		
	なし	238	181	419		
	計	381	379	760		

フィッシャーの直接確率 **:1%有意 *:5%有意

両側P値 0.0001 ** 片側P値 0.0000 **

CramerのV 0.1479 YuleのQ −0.2909

表 30. 施設から家庭復帰した事例群の保護者の不適切養育に ついての認識についての統計的検討 2 平成 23 年度 113 児相

フィッシャーの直接確率

7177					
		虐待か行為のいずれかを認める			
		あり	なし	計	
再発リスク	あり	131	210	341	
	なし	87	332	419	
	計	218	542	760	

フィッシャーの直接確率 **:1%有意 *:5%有意

両側P値 0.0000 ** 片側P値 0.0000 **

CramerのV 0.1941 YuleのQ 0.4084

表 31. 施設から家庭復帰した事例群の保護者の不適切養育に ついての認識についての統計的検討 3 平成 23 年度 113 児相

フィッシャーの直接確率

	42 E 12 FE 1	不明	•無記入	項目
		あり	なし	計
再発リスク	あり	51	290	341
	なし	76	343	419
	計	127	633	760

フィッシャーの直接確率 **:1%有意 *:5%有意

両側P値 0.2823 片側P値 0.1418

CramerのV 0.0424 YuleのQ −0.1150

表 28 の分布から見て取れることは、表 26 でみている ような具体的に表現されている保護者の態度・行動でな く、保護者自身の内的な認識を問うことのむずかしさで ある。加えて、家庭復帰時点という、保護者と児童相談 所の関係においていわば支援のクライマックスの場面で、 今一度、保護者の不適切養育認識を問うことのやりにく さがあるだろう。それが全体で17.2%という「不明・無 記入」項目の高さに反映しているとみられる(不明・無 記入の項目内の構成比はリスク評価群間で有意差を示さ ず:表 31)。また各項目の分布をみても、リスクほぼ消 失群とリスクが残る群で「行為も虐待も認めず」という 態度群の構成比がほぼ同じになっている(4.8%と4.7%) ことなど、実務的には保護者の不適切養育についての認 識という要件は、保護者の児童相談所への態度ほどには、 施設からの家庭復帰時点での児童相談所のリスク評価の 分岐を十分には説明していないと考えた方が妥当であろ う。ただしこの結果は、本質的に保護者の不適切養育に ついての認識のあり方の違いが、施設からの家庭復帰の 妥当性を保証しなかったということであり、今後の検討 における重要点となることを意味している。

表 32 に虐待を主訴として入所した施設から家庭復帰する事例における「児童相談所が提示する解除後の援助に対する保護者の態度」を示す。

表 32. 虐待を主訴として入所した施設から家庭復帰する事例の家庭復帰時点での虐待リスクと児童相談所が提示する 援助に対する保護者の態度

	は反							
虐待のリスク		児童相談別	が提示する	6解除後の抗	爰助に対する	る保護者の	態度	
		問題は解決したの	問題は解決したが	問題は解決してい	問題は解 決してい	問題解決の有無に	問題解決 の有無に	
内容	件数	で受け入	なお受け	ないが受	ないので	かかわら	かかわら	無記入
		れない	入れたい	け入れな い	受け入れ る	ず受け入 れる	ず受け入 れない	
虐待のリスクは完全に消失した	107	5	56	1	9	17	2	17
横列構成比	100.0%	4.7%	52.3%	0.9%	8.4%	15.9%	1.9%	15.9%
縦列構成比	13.9%	15.2%	19.2%	20.0%	7.4%	6.9%	8.0%	37.0%
虐待のリスクはほぼ消失した	312	11	169	1	32	76	5	18
横列構成比	100.0%	3.5%	54.2%	0.3%	10.3%	24.4%	1.6%	5.8%
縦列構成比	40.5%	33.3%	57.9%	20.0%	26.4%	30.6%	20.0%	39.1%
虐待のリスクはまだあるが、在 宅可能程度に低下した	341	17	66	2	79	151	18	8
横列構成比	100.0%	5.0%	19.4%	0.6%	23.2%	44.3%	5.3%	2.3%
縦列構成比	44.3%	51.5%	22.6%	40.0%	65.3%	60.9%	72.0%	17.4%
無記入	10	0	1	1	1	4	0	3
横列構成比	100.0%	0.0%	10.0%	10.0%	10.0%	40.0%	0.0%	30.0%
縦列構成比	1.3%	0.0%	0.3%	20.0%	0.8%	1.6%	0.0%	6.5%
合 計	770	33	292	5	121	248	25	46
構成比	100.0%	4.3%	37.9%	0.6%	15.7%	32.2%	3.2%	6.0%

表 33. 虐待を主訴として入所した施設から家庭復帰する事例の家庭復帰時点での虐待リスクと保護者の児童 相談所が提示する援助に対する態度についての統計分析

フィッシャーの直接確率

ノイツンヤーの直接唯平						
		問題解	決+援助受	けいれ		
		あり	なし	計		
	あり	66	275	341		
再発リスク	なし	225	194	419		
	計	291	469	760		

フィッシャーの直接確率 **:1%有意 *:5%有意

両側P値 0.0000 ** 片側P値 0.0000 **

Cramer \mathcal{O} V 0.3514 Yule \mathcal{O} Q -0.6571 フィッシャーの直接確率

		問題未可決+関係なく援助受け入れ			
		あり	なし	計	
	あり	230	111	341	
再発リスク	なし	134	285	419	
	計	364	396	760	

フィッシャーの直接確率 **:1%有意 *:5%有意

両側P値 0.0000 ** 片側P値 0.0000 **

CramerのV 0.3531 YuleのQ 0.6301

全体をみてリスク評価群間で大きく異なるのは、「リスク消失+ほぼ消失」群では「問題は解決したがなお援助を受け入れたい」という対応が半数強を占めるのに対して、「問題は解決していないので援助を受け入れる」と「問題解決の有無にかかわらず援助を受け入れる」群が虐待のリスクがまだある群では7割弱を占める点である(230

件:67.4%)。いずれの分類もリスク評価の2群間では1% 水準の有意差を示している(表33)。

表 33 の態度群はもともと 2 要素のクロスを要件としているので、元の単一要件に戻すと表 34、35 のようになる。

表 34. 虐待を主訴として入所した施設から家庭復帰する事例の家庭復帰時点での虐待リスクと保護者の 養育問題の解決に対する態度

	問題解決についての評価・態度						
	解決	未解決	有無にかかわらず	無記入	合計		
虐待のリスクは完全に消失した+ほぼ消失	241	43	100	35	419		
構成比	57.5%	10.3%	23.9%	8.4%	100.0%		
虐待のリスクはまだあるが、在宅可能程度に低下した	83	81	169	. 8	341		
構成比	24.3%	23.8%	49.6%	2.3%	100.0%		

表 35. 虐待を主訴として入所した施設から家庭復帰する事例の家庭復帰時点での虐待リスクと 児童相談所が提示する解除後の援助の受け入れ

	児童相談所が提示する解除後の援助の受け入れ					
	受け入れる	受け入れない	無記入	合計		
虐待のリスクは完全に消失した+ほぼ消失	359	25	35	419		
構成比	85.7%	6.0%	8.4%	100.0%		
虐待のリスクはまだあるが、在宅可能程度に低下した	296	37	8	341		
構成比	86.8%	10.9%	2.3%	100.0%		

表 34、35をみると、援助の受け入れについてはリスク消失群もリスクが残る群もあまり変わりなく援助を受け入れていることが分かる(85.7%と 86.8%)。違いは問題解決についての評価であり、リスクが残る群では未解決であることを認めている群もある程度はある(郡内構成比 23.8%)が、多くは問題解決の有無にかかわらず(構成比 49.6%)、という態度で事後の援助を受け入れ

ている事例が多いことが分かる (問題解決の有無にかかわらず援助を受け入れるとしたものは151件であるのに対して援助を受け入れないものは18件)。

表 36 に 50 日以上の一時保護から家庭復帰した事例について、家庭復帰した時点での「児童相談所に対する保護者の態度・姿勢」を示す。

表 36. 50 日以上の一時保護からの家庭復帰事例における家庭復帰時点での虐待リスクと保護者の態度

虐待のリスク		児童相談所に対する保護者の態度・姿勢							
内容	件数	協力的	協力的→ 対立的	対立的→ 協力的	対立的	不安定	無記入		
虐待のリスクは完全に消失した	32	18	1	2	8	3	0		
横列構成比	100.0%	56.3%	3.1%	6.3%	25.0%	9.4%	0.0%		
縱列構成比	9.1%	10.7%	20.0%	2.6%	34.8%	3.8%	0.0%		
虐待のリスクはほぼ消失した	80	42	0	21	2	15	0		
横列構成比	100.0%	52.5%	0.0%	26.3%	2.5%	18.8%	0.0%		
縱列構成比	22.7%	25.0%	0.0%	27.3%	8.7%	19.0%	0.0%		
虐待のリスクはまだあるが、在宅 可能程度に低下した	241	108	4	54	13	61	1		
横列構成比	100.0%	44.8%	1.7%	22.4%	5.4%	25.3%	0.4%		
縱列構成比	68.3%	64.3%	80.0%	70.1%	56.5%	77.2%	100.0%		
無記入	0	0	0	0	0	0	0		
横列構成比									
縦列構成比									
合 計	353	168	5	77	23	79	1		
構成比	100.0%	47.6%	1.4%	21.8%	6.5%	22.4%	0.3%		

50 日以上の一時保護から家庭復帰した事例について、 注目されるのは虐待再発のリスクの高さである。68.3% の事例で家庭復帰にあたって虐待再発のリスクはまだあ ると評価されている。保護者の態度評価をみると、「協力 的」が最も高く、「対立的」は高くない。「協力的+対立 的から協力的」合計では「リスク完全消失+ほぼ消失」 群で83件:74.1%、「虐待のリスクはまだあるが、在宅 可能程度に低下した」群で67.2%で、両群間に統計定期 有意差は認められない (フィッシャーの直接確率)。対立 的とする項目も「協力的から対立的+対立的」群でみる と「リスク完全消失+ほぼ消失」群で11件:9.8%、「虐 待のリスクはまだあるが、在宅可能程度に低下した」で も 7.1%と低く、両群間に統計定期有意差は認められな い。唯一態度が「不安定」とされる項目で若干、「虐待の リスクがまだある」とされる群の方が61件:25.3%、「リ スク完全消失+ほぼ消失」群では 18 件:16.1%とわず

かに差がみとめられたが、統計的な有意差を示すには至っていない(フィッシャーの直接確率 片側 P値 0.0339 5%水準有意差を認めたのみ)。加えて、協力的から対立的、対立的から協力的に態度が変化した群は共に、虐待のリスクがまだある群に 7~8 割の事例が含まれているが、もともと件数が少なく、全体を決定する要素にはなっていない。これをみると、50 日以上の一時保護からの家庭復帰に当たっては、基本的に虐待問題は解決には至っておらず、なお今後の指導・関与を要するという評価の下で多くの事例が家庭復帰していると同時に、児童相談所の評価としても多くの保護者が児童相談所に対しては協力的な態度を示しており、そうした態度で特に予後を弁別できる段階にないとみていることを示している。

表 37 に 50 日以上の一時保護から家庭復帰した事例について、家庭復帰した時点での「措置解除時の不適切養育についての保護者の認識」を示す。

表 37. 50 日以上の一時保護からの家庭復帰事例における家庭復帰時点での虐待リスクと保護者の認識

虐待のリスク			措置解除	は時の不適な	刃養育につい	ハての保護	者の認識	
内容	件数	虐待を認 める		行為は認 めたが信 条によると して虐待を 認めす	行為は認 めないが 不適切養 育は認め る	行為も虐 待も認め ず	不明	無記入
虐待のリスクは完全に消失した	32	17	1	2	0	5	6	1
横列構成比	100.0%	53.1%	3.1%	6.3%	0.0%	15.6%	18.8%	3.1%
縦列構成比	9.1%	9.0%	1.6%	5.6%	0.0%	29.4%	28.6%	33.3%
虐待のリスクはほぼ消失した	80	44	16	6	5	1	6	2
横列構成比	100.0%	55.0%	20.0%	7.5%	6.3%	1.3%	7.5%	2.5%
縦列構成比	22.7%	23.4%	25.4%	16.7%	20.0%	5.9%	28.6%	66.7%
虐待のリスクはまだあるが、在宅 可能程度に低下した	241	127	46	28	20	11	9	0
横列構成比	100.0%	52.7%	19.1%	11.6%	8.3%	4.6%	3.7%	0.0%
縦列構成比	68.3%	67.6%	73.0%	77.8%	80.0%	64.7%	42.9%	0.0%
無記入	0	0	0	0	0	0	0	0
横列構成比								
縦列構成比								
合 計	353	188	63	36	25	17	21	3
構成比	100.0%	53.3%	17.8%	10.2%	7.1%	4.8%	5.9%	0.8%

表 37 をみると虐待を認める保護者が、「リスク完全消失+ほぼ消失」群で 61 件:54.5%、「虐待のリスクはまだあるが、在宅可能程度に低下した」群で 127 件:52.7%で、共に最も内数では最も多数を占め、統計的にも有意差がないことが注目される。一方、虐待あるいは行為を認めない群の合計では「リスク完全消失+ほぼ消失」群で 36 件:32.1%、「虐待のリスクはまだあるが、在宅可能程度に低下した」群で 105 件:43.6%で、表 38 のように 5%水準の有意差はみとめたが、傾向性程度の差に留まっている。この差は「リスク完全消失+ほぼ消失」群で「不明」が 18.8%(リスクがまだある群では 3.7%)あったことによる影響とみられる。

表 37 をみると、保護者が虐待あるいは行為を認めない群の 7~8 割の事例が「虐待のリスクはまだあるが、在宅可能程度に低下した」群に含まれることは当然であるが、それらの事例件数はいずれも少数派であり、各項目内ではリスク評価に明らかな有意差があったとしても、全体のリスクの評価に影響を与えるほどの件数に至って

いないことが認められる。ただ、これらの事例は予後の 評価においては重要かもしれない。

表 38. 50 日以上の一時保護から家庭復帰する事例の家庭復帰 時点での虐待リスクと不適切養育についての認識 統 計分析

フィッシャーの直接確率

		虐待か行為のいずれかを認めす				
		あり	なし	計		
	あり	105	136	241		
再発リスク	なし	36	76	112		
	計	141	212	353		

フィッシャーの直接確率 **:1%有意 *:5%有意

両側P値 0.0473 * 片側P値 0.0266 *

CramerのV 0.1086 YuleのQ 0.2395

YuleのQ 0.2395

表39に50日以上の一時保護から家庭復帰した事例について、家庭復帰した時点での「児童相談所が提示する解除後の援助に対する保護者の態度」を示す。

表 39. 50 日以上の一時保護からの家庭復帰事例における家庭復帰時点での虐待リスクと児童相談所が提示する 援助に対する保護者の態度

虐待のリスク		児童相談所	fが提示する	る解除後の抗	爰助に対する	る保護者の	態度	
内容	件数	問題は解 決したの で受け入 れない	問題は解	問題は解 決してい ないが受 け入れな い	問題は解 決してい ないので 受け入れ る	問題解決 の有無に かかわら ず受け入 れる	問題解決 の有無に かかわら ず受け入 れない	無記入
虐待のリスクは完全に消失した	32	5	13	1	4	4	3	2
横列構成比	100.0%	15.6%	40.6%	3.1%	12.5%	12.5%	9.4%	6.3%
縦列構成比	9.1%	35.7%	13.8%	16.7%	3.4%	3.5%	42.9%	66.7%
虐待のリスクはほぼ消失した	80	2	40	1	23	12	1	1
横列構成比	100.0%	2.5%	50.0%	1.3%	28.8%	15.0%	1.3%	1.3%
縱列構成比	22.7%	14.3%	42.6%	16.7%	19.8%	10.6%	14.3%	33.3%
虐待のリスクはまだあるが、在宅 可能程度に低下した	241	7	41	4	89	97	3	0
横列構成比	100.0%	2.9%	17.0%	1.7%	36.9%	40.2%	1.2%	0.0%
縱列構成比	68.3%	50.0%	43.6%	66.7%	76.7%	85.8%	42.9%	0.0%
無記入	0	0	0	0	0	0	0	0
横列構成比								
縦列構成比								
合 計	353	14	94	6	116	113	7	3
構成比	100.0%	4.0%	26.6%	1.7%	32.9%	32.0%	2.0%	0.8%

表 39 をみると、「リスク完全消失+ほぼ消失」群と「虐 待のリスクはまだあるが、在宅可能程度に低下した」群 とであきらかに中核群が違っていることが認められる。 これは各項目の2要素のクロス要件を元の単一要件に戻 した方が分かりやすくなる。

表 40、41、42、によれば、「リスク完全消失+ほぼ消 失」群と「虐待のリスクはまだあるが、在宅可能程度に 低下した」群とで明らかに異なるのは問題解決の評価で ある。「リスク完全消失+ほぼ消失」群の保護者の53.6% は問題が解決したと評価しているが、「虐待のリスクはま だあるが、在宅可能程度に低下した」群では19.9%しか 問題が解決したとは評価していない。また41.5%は問題 解決の有無より、「問題解決の有無にかかわらず…」とい う態度をとっている。「リスク完全消失+ほぼ消失」群で 「問題解決の有無にかかわらず…」という態度をとって いるのは17.9%である。

表 40.50 日以上の一時保護からの家庭復帰事例における家庭復帰時点での虐待リスク と保護者の問題解決についての評価・態度

	問題解決についての評価・態度						
	解決		未解決	有無にかかわらず	無記入	合計	
虐待のリスクは完全に消失した+ほぼ消失	6	0	29	20	3	112	
構成比	53.6%	2	25.9%	17.9%	2.7%	100.0%	
虐待のリスクはまだあるが、在宅可能程度に低下した	4	8	93	100	0	241	
構成比	19.9%	(38.6%	41.5%	0.0%	100.0%	

表 41. 50 日以上の一時保護から家庭復帰する事例の 表 42. 50 日以上の一時保護から家庭復帰する事例の 家庭復帰時点での虐待リスクと問題解決につ いての保護者の認識 統計分析 1

家庭復帰時点での虐待リスクと問題解決の有 無についての保護者の認識 統計分析 2

フィッシャーの直接確率

		問題解決					
		あり	なし+不問	計			
	あり	48	193	241			
再発リスク	なし	60	52	112			
	計	108	245	353			

		問題解決の有無				
		有無	有無なし	計		
	あり	141	100	241		
再発リスク	なし	89	23	112		
	計	230	123	353		

フィッシャーの直接確率 **:1%有意 *:5%有意

両側P値 0.0000 ** 片側P値 0.0000 **

Yule **O**Q

CramerのV 0.3399 -0.6454 フィッシャーの直接確率 **:1%有意 *:5%有意

両側P値 0.0001 ** 片側P値 0.0001 **

フィッシャーの直接確率

CramerのV 0.2047 Yule **O**Q -0.4659

表 43 は 50 日以上の一時保護から家庭復帰した事例に ついて、家庭復帰した時点での「児童相談所が提示する 解除後の援助の受け入れ」について示す。

表 43. 50 日以上の一時保護からの家庭復帰事例における家庭復帰時点での虐待リスクと児童相談所が 提示する援助の受け入れ

	児童相談所が提示する解除後の援助の受け入れ				
	受け入れる	受け入れない	無記入	合計	
虐待のリスクは完全に消失した+ほぼ消失	96	13	3	1	112
構成比	85.7%	11.6%	2.7%	100.0%	
虐待のリスクはまだあるが、在宅可能程度に低下した	227	14	0	2	241
構成比	94.2%	5.8%	0.0%	100.0%	

表 44. 50 日以上の一時保護から家庭復帰する事例の家庭復帰 時点での虐待リスクと児童相談所が提示する援助に対 する保護者の態度 統計分析3

フィッシャーの直接確率

21721 の直接唯一								
		援助の受け入れ姿勢						
		あり	なし	計				
	あり	227	14	241				
再発リスク	なし	96	13	109				
	計	323	27	350				

フィッシャーの直接確率 **:1%有意 *:5%有意

両側P値 0.0536 片側P値 0.0414 *

Cramer**Ø**V 0.1062 Yule**Ø**Q 0.3742

表 43 をみると、50 日以上の一時保護から家庭復帰した事例についてみれば、「リスク完全消失+ほぼ消失」群と「虐待のリスクはまだあるが、在宅可能程度に低下した」群とで児童相談所が提示する援助の受け入れについてはリスクあり群の方が援助の受け入れがよく、「リスク完全消失+ほぼ消失」群の方が援助を受け入れない態度がわずかに高い傾向が認められた(表 44)。

状況に即してみれば、課題が残っている群では援助を 受け入れ、問題が消失したと考えられている群で、それ 以降の支援を必要ないと保護者が反応する傾向があるの は当然かもしれない。

12) 特殊な引取りと虐待リスク

先行する調査で平成 20 年度中の全国の児童福祉施設からの措置解除事例 988 事例を検討した際に、児童相談所が想定した計画以外の措置解除が 273 件: 27.6% あり、その多くが措置解除後の指導・支援が十分には管理できていない可能性がある一群であることが指摘されている(山本ら 2009)。これらは「保護者の強い引取り希望に応じた」「強制引取り」「子どもが施設不適応になりやむを得ず措置解除」など、児童相談所の指導計画からは外れた措置解除となった事例であり、これを「特殊な引取り」群と呼ぶこととした。

今回の調査においては家庭復帰事例に対象を絞ったう

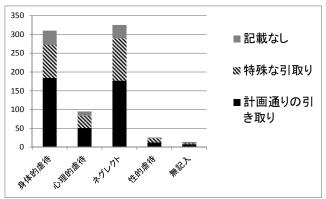
えで、「計画通りの引取り」「特殊な引取り」「記載なし」の 3 群に分け、「特殊な引取り」には「保護者の強い引取り希望に応じた」「子どもが不適応となりやむを得ず措置解除とした」「子ども自身が施設を出てしまい、帰園拒否で措置解除となった」「その他やむを得ない事情」の 4 分類として尋ねた。

表 45、図 19、20 に虐待を主訴として入所した施設から家庭復帰した事例における特殊な引取りと計画通りの家庭復帰、表 46、図 21 に特殊な引取りの内訳を示す。表 45 から各虐待種別における「特殊な引取り」の占める率をみると、性的虐待が最も高く 42.3%となっている。内容をみると「保護者の強い引取り希望に応じた」は 1 件:9.1%、「子どもが不適応となりやむを得ず措置解除とした」が 5 件 45.5%、「子ども自身が施設を出てしまい、帰園拒否で措置解除となった」が 5 件:45.5%あり、計 10 件91.0%が何らかの子どもの不適応問題での措置解除であることが分かる。これは極めて特異なことである。

性的虐待の次に「特殊な引取り」が多いのは心理的虐 待34.7%とネグレクト34.7%で共に構成比は近い。内容 をみるといずれも「保護者の強い引取り希望に応じた」 が最も多い(心理的虐待での特殊な引取りの51.5%、ネ グレクトの特殊な引取りの57.5%)。身体的虐待では「特 殊な引取り」は28.7%で最も割合が低い。おそらく、身 体・生命の危険に直結しやすい身体的虐待では、児童相 談所の安全確保の姿勢がより強く意識されていることと 関係があるかもしれない。「特殊な引取り」の内容につい ては、心理的虐待、ネグレクトと同じ傾向で、47.2%が 「保護者の強い引取り希望に応じた」になっている。「特 殊な引取り」の身体的虐待、心理的虐待、ネグレクト計 235 件中、「保護者の強い引取り希望に応じた」は 124 件:52.8%で最も高い。これら全体をみても、性的虐待 の特殊な引取り経過が特異であることが浮き彫りになっ ている。

表 45. 虐待を主訴として入所した施設から家庭復帰する事例における「特殊な引取り」と虐待種別

	身体的虐待	心理的虐待	ネグレクト	性的虐待	無記入	合計
計画通りの引き取り	184	51	177	13	8	433
横構成比	42.5%	11.8%	40.9%	3.0%	1.8%	100.0%
縦構成比	59.4%	53.7%	54.5%	50.0%	57.1%	56.2%
特殊な引取り	89	33	113	11	2	248
横構成比	35.9%	13.3%	45.6%	4.4%	0.8%	100.0%
縦構成比	28.7%	34.7%	34.8%	42.3%	14.3%	32.2%
記載なし	37	11	35	2	4	89
横構成比	41.6%	12.4%	39.3%	2.2%	4.5%	100.0%
縦構成比	11.9%	11.6%	10.8%	7.7%	28.6%	11.6%
合 計	310	95	325	26	14	770
横構成比	40.3%	12.3%	42.2%	3.4%	1.8%	100.0%



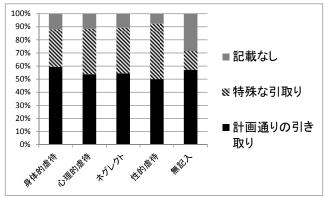


図 19. 虐待を主訴として入所した施設から家庭復帰する事例に おける虐待種別ごとの特殊な引取り、計画的な引取り

図 20. 虐待を主訴として入所した施設から家庭復帰する事例に おける虐待種別別 特殊な引取り、計画的な引取り構成比

表 46. 虐待を主訴として入所した施設から家庭復帰する事例における虐待種別ごとの特殊な引取りの内訳

特殊な引取りとなった理由	身体的虐待	心理的虐待	ネグレクト	性的虐待	無記入	合計
保護者の強い引き取り希望に応じた	42	17	65	1		125
子どもが不適応となりやむを得ず措置解除	14	7	20	5		46
子ども自身が施設を出てしまい帰園拒否で措置解除	18	5	15	5	2	45
その他やむを得ない事情	15	4	13	0		32
合 計	89	33	113	11	2	248

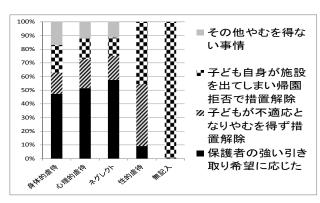


図 21. 虐待を主訴として入所した施設から家庭復帰する事例 における虐待種別ごとの特殊な引取りの内訳構成比

表 47 に虐待を主訴として入所した施設から家庭復帰する事例における「特殊な引取り」と虐待リスク、虐待種別の一覧を示す。

施設から家庭復帰する事例 770 件中、特殊な引取りは 248 件、32.2%あり、そのうち 160 件:64.5%が虐待再 発のリスクありとされ、虐待再発のリスクありとされる 全 341 件中、46.9%を占める。虐待再発のリスクありと される群中、「特殊な引取り」の構成比は高い(虐待再発 のリスクあり群における「特殊な引取り」とそれ以外の 統計的優位差は 1%水準:表 48)。

表 47. 虐待を主訴として入所した施設から家庭復帰する事例における「特殊な引取り」と虐待リスク、虐待種別

			全体		全体		虐待再务				Ì	たる虐待種類	引	
		件数	構成比	内訳	構成比	リスク	件数	全体 構成比	項内 構成比	身体的虐待	心理的虐待	ネグレクト	性的虐待	無記入
						なし	65	8.4%	15.0%	30	5	24	5	1
						ほぽ消失	212	27.5%	49.0%	90	25		7	8
計画通りの引き取り		433	56.2%			あり	152	19.7%	35.1%	64	21	63	1	
						記載なし	4	0.5%	0.9%			3		
	10 *## = 26. 31 by 11 \$ 40. ±10.1				小計		433	56.2%	100.0%	184	51	177	13	
	保護者の強い引き取り希望に応じた					なし	7	0.9%	5.6%	3		4		
				125	16.2%	ほぼ消失	29	3.8%	23.2%	9	2	17	1	
						あり 記載なし	87	11.3%	69.6%	28	15	44		
	子どもが不適応となりやむを得ず措置解除					記載なし	2	0.3%	1.6% 4.3%	2	9			
	ナCもか个週心Cはり~むを侍り指直解除						16	2.1%	4.3% 34.8%	3	2	0	2	
				46	6.0%	ほぽ消失 あり	28	3.6%	60.9%	11	2	11	2 9	
						記載なし	20	0.0%	0.0%	- 11	9	- 11	- J	
特殊な引き取り	子ども自身が施設を出てしまい帰園拒否で措置解除	248	32.20%			むしなし	5	0.6%	11.1%	2	1	9		
	1 とり日列が地域を出てしない。市園に日で旧画所称					ほぼ消失	14		31.1%	6	9	5	1	
				45	5.8%	あり	25	3.2%	55.6%	10	1	8	4	
						記載なし	1	0.1%	2.2%	10	1	Ŭ	•	
	その他やむを得ない事情					なし	9	1.2%	28.1%	5	1	3		
	(10)21 3213 311					ほぼ消失	2	0.3%	6.3%	1		1		
				32	4.2%	あり	20	2.6%	62.5%	9	3	8		
						記載なし	1	0.1%	3.1%			1		
						なし	19	2.5%	21.3%	9	1	8	1	
-7.7 AV A-48.1±		89	11.6%			ほぽ消失	39	5.1%	43.8%	16	5	15		:
記入なし 欠損値		89	11.6%			あり	29	3.8%	32.6%	11	4	12	1	
						記載なし	2	0.3%	2.2%	1	1			
						なし	23	3.0%	9.3%	10	4	9		
						ほぼ消失	61	7.9%	24.6%	19	6	32	4	
	特殊な引取りのみの小計(再掲)					あり	160	20.8%	64.5%	58	22	71	7	
					記載なし	4	0.5%	1.6%	2	1	1			
			4	小計			248	32.2%	100.0%	89	33		11	4
						なし	107	13.9%	13.9%	49	10		6	1
	合 計	770	100.0%			ほぼ消失	312	40.5%	40.5%	119	34		11	(
						あり	341	44.3%		133	47	146	9	(
						記載なし	10	1.3%	1.3%	3	2	4	0	
						湟	待種別合	ìāŤ	304	93	320	26	14	

表 48. 施設から家庭復帰した事例群における 特殊な引取りと虐待再発リスクとの関係

フィッシャーの直接確率

		4	寺殊な引取り	·J
		あり	なし	計
	あり	160	88	248
再発リスク	なし	84	361	445
	計	244	449	693

フィッシャーの直接確率 **:1%有意 *:5%有意

両側P値 0.0000 ** 片側P値 0.0000 **

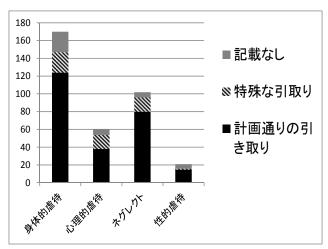
CramerのV 0.4581 YuleのQ 0.7731

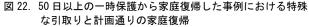
表 49、図 22、23 に 50 日以上の一時保護から家庭復帰した事例における特殊な引取りと計画通りの家庭復帰、表 50、図 24 に特殊な引取りの内訳を示す。

一時保護からの家庭復帰は施設からの家庭復帰に比べると短期の経過をとり、保護そのものが児童相談所の権限判断によって開始されるところからも、家庭復帰までのプロセス全体が児童相談所によってコントロールされている。表49をみると各虐待種別の63~78%が計画通りの引取りとなっており、特殊な引取りは4~26%の間に留まっている。逆に見ればそうした環境下でなお、特殊な引取りとなる事例の特殊性が注目される。表50、図24によれば身体的虐待、心理的虐待は保護者の強い希望に応じたが多くを占めている。ネグレクトでは子どもの不適応と保護者の強い希望が相半ばし、性的虐待は1事例だけであるが、子どもの不適応による措置解除となっている。

表 49. 50 日以上の一時保護から家庭復帰した事例における特殊な引取りと計画通りの家庭復帰

	身体的虐待	心理的虐待	ネグレクト	性的虐待	無記入	合計
計画通りの引き取り	124	38	80	15		257
横構成比	48.2%	14.8%	31.1%	5.8%	0.0%	100.0%
縦構成比	72.9%	63.3%	78.4%	71.4%	0.0%	72.8%
特殊な引取り	23	16	16	1		56
横構成比	41.1%	28.6%	28.6%	1.8%	0.0%	100.0%
縦構成比	13.5%	26.7%	15.7%	4.8%	0.0%	15.9%
記載なし	23	6	6	5		40
横構成比	57.5%	15.0%	15.0%	12.5%	0.0%	100.0%
縦構成比	13.5%	10.0%	5.9%	23.8%	0.0%	11.3%
合 計	170	60	102	21		353
横構成比	48.2%	17.0%	28.9%	5.9%	0.0%	100.0%





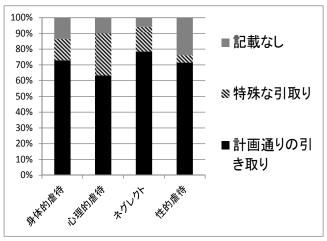


図 23. 50 日以上の一時保護から家庭復帰した事例における特殊 な引取りと計画通りの家庭復帰の構成比

表 50. 50 日以上の一時保護から家庭復帰した事例の虐待種別別の特殊な引取りと計画通りの家庭復帰状況

特殊な引取りとなった理由	身体的虐待	心理的虐待	ネグレクト	性的虐待	無記入	合計
保護者の強い引き取り希望に応じた	17	13	7			37
子どもが不適応となりやむを得ず措置解除			3	1		4
子ども自身が施設を出てしまい帰園拒否で措置解除	1	1	2			4
その他やむを得ない事情	5	2	4			11
合 計	23	16	16	1	0	56

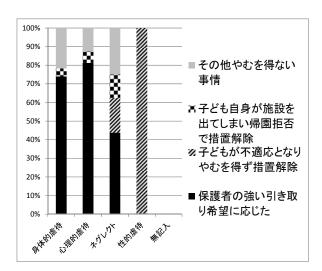


図 24. 50 日以上の一時保護から家庭復帰した事例における 特殊な引取りの内訳構成比

表51に50日以上の一時保護から家庭復帰した事例における「特殊な引取り」と虐待リスク、虐待種別の一覧を示す。特殊な引取りの各項目内訳をみると、いずれの項目も高い虐待の再発リスクを示しているが、合計件数が41件と少なく、「虐待のリスクはまだあるが、在宅可能程度に低下した」群全体241件の17.0%であり、実務上の識別力ある指標とはならない。ただし、全体に強いコントロール下にある中で、それを超えて特殊な引取りが起こったとすれば、それらの事例の予後については十分に注意を払う必要があるとみられ、これらは後の再発問題で再度検討する。

主たる虐待種別 全体 件数 心理的虐待 ネグレクト 構成化 構成と リスク 件数 身体的虐待 性的虐待 無記入 構成比 構成比 6.8% なじ ほぽ消失 16.7 計画通りの引き取り 72.8% 67.7% 257 49.3% <u>のり</u> 記載なし 0.0% 257 72.8% 100.0% 124 保護者の強い引き取り希望に応じ 0.6% ほぼ消失 2.09 37 10.5% 75.7% 記載なし 0.0% 0.0% 子どもが不適応となりやむを得ず措置解除 0.3% 25.0% ほぼ消失 1.1% 50.0% 0.6% 記載なし 特殊な引き取り 15.86% 子ども自身が施設を出てしまい帰園拒否で措置解除 0.0% 0.0% ほぼ消失 0.0% 1.1% 1.1% 100.0% 記載なし 0.0% その他やむを得ない事情 0.0% ほぼ消失 3.1% 63.6% 2.0% 記載なし 0.09 1.4% まぼ消失 記入なし 欠損値 11.3% 7.4% 65.0% 記載なし 0.8% まぽ消失 特殊な引取りのみの小計(再掲) 41 11.6% 73.2% <u>あり</u> 記載なし 0.0% 15.9% 100.0% 9.1% 9.1% 16 ほぼ消失 22.79 슴 計 353 100.0% 68.3% 114 241 記載なし 0.0% 虐待種別合計

表 51. 50 日以上の一時保護から家庭復帰した事例における「特殊な引取り」と虐待リスク、虐待種別

13) 措置解除時の措置停止の実施状況

表 52 に施設からの家庭復帰における措置停止の実施 状況を示す。

施設からの家庭復帰にあたって、特に慎重な経過観察や強い指導を要する場合、あるいは保護者と話し合った結果、子どもの家庭生活への適応が順調に進むか見守る必要が認められた場合などに措置停止による家庭復帰が

実施される。表 45 をみると、各虐待種別に共通して、概ね 20%台の事例に実施されている。身体的虐待とネグレクト事例では 200 日を超える長期化した事例、心理的虐待でも 180 日間の措置停止事例がみとめられ、それだけ家庭復帰に手間取った経過があったのかもしれない。

表 52. 虐待を主訴として入所した施設から家庭復帰する事例の家庭復帰時点での措置停止の実施状況

		主たる虐待	寺種別		4m.≑⊐ 7	全体
	身体的虐待	心理的虐待	ネグレクト	性的虐待	無記入	王平
措置停止あり	74	19	67	6	5	171
縦列構成比	23.9%	20.0%	20.6%	23.1%	36%	22.2%
横列構成比	43.3%	11.1%	39.2%	3.5%	2.9%	100.0%
平均日数	47.5 *	61.7	50.6 **	25.0	53.0	49.7
最大値	262	180	245	45	90	262
最小値	0	3	5	8	22	0
中央値	31	60	32	22.5	41	31
措置停止なし	236	76	258	20	9	599
縦列構成比	76.1%	80.0%	79.4%	76.9%	64%	77.8%
横列構成比	39.4%	12.7%	43.1%	3.3%	2%	100%
総件数	310	95	325	26	14	770

^{*} 措置停止中1件は入所日数= 措置停止日数=887日という 事案のため外れ値として除外

** 措置停止中1件 日数値 が欠捐

14) 家庭復帰後の支援設定

施設から、あるいは長期の一時保護から家庭復帰した 事例について、児相はどのような支援を設定しているか、 表 53, 54、図 25、26 に示す。

家庭復帰時点での児相の対応設定状況をみると、施設からの家庭復帰事例については児童福祉司指導や継続指導など引き続いての関与が全体の約60%程度で、フォローアップ的なモニター〈監視〉、おそらく要対協を通じての情報収集等が14.7%、相談終結が16.8%であるのに対

して、50 日以上の一時保護から帰宅した事例では児童福祉司指導と継続指導で全体の90%を超え、組織的なモニター・情報収集の設定は少なく、相談終結もごくわずか(3.1%)である。施設からの家庭復帰では一定数の事例が、児童相談所の直接的な支援から離れていくのに対して、一時保護からの帰宅事例ではまだそのほとんどが直接の支援対応のままであることが分かる。

表 53. 虐待を主訴として入所した施設から家庭復帰した子どもの家庭復帰後の支援等対応

平成 23 年度 113 児相

			無								
入所施設から	身体	的虐待	心里	里的虐待	ネ!	ブレクト	性	的虐待	記	合計	縦列
家庭復帰時の処理	件数	縦列 構成比		縦列 構成比		縦列 構成比		縦列 構成比	入	Tare	構成比
児童福祉司指導(新規)	71	22.9%	22	23.2%	76	23.4%	9	34.6%	8	186	24.2%
児童福祉司指導(継続)	20	6.5%	7	7.4%	14	4.3%	0	0.0%	0	41	5.3%
継続指導	104	33.5%	35	36.8%	96	29.5%	4	15.4%	2	241	31.3%
モニター(監視)と情報収集	46	14.8%	16	16.8%	45	13.8%	4	15.4%	2	113	14.7%
ケース閉止	48	15.5%	11	11.6%	61	18.8%	8	30.8%	1	129	16.8%
その他	18	5.8%	3	3.2%	30	9.2%	0	0.0%	1	52	6.8%
無記入	3	1.0%	1	1.1%	3	0.9%	1	3.8%	0	8	1.0%
合 計	310	100.0%	95	100.0%	325	100.0%	26	100.0%	14	770	100.0%

表 54. 虐待を主訴とした 50 日以上の一時保護から家庭復帰した事例の家庭復帰後の支援等対応

平成 23 年度 113 児相

		主たる虐待種別										
一時保護所から	身体	的虐待	心耳	里的虐待	ネ :	ブレクト	性	的虐待	A = I	縦列		
家庭復帰時の処理	件数	縦列 構成比		縦列 構成比		縦列 構成比		縦列 構成比	合計	構成比		
児童福祉司指導(新規)	61	35.9%	11	18.3%	33	32.4%	10	47.6%	115	32.6%		
児童福祉司指導(継続)	14	8.2%	3	5.0%	7	6.9%	2	9.5%	26	7.4%		
継続指導	75	44.1%	39	65.0%	57	55.9%	8	38.1%	179	50.7%		
ケース閉止	6	3.5%	3	5.0%	2	2.0%	0	0.0%	11	3.1%		
その他(モニター含む)	10	5.9%	1	1.7%	3	2.9%	1	4.8%	15	4.2%		
無記入	4	2.4%	3	5.0%	O	0.0%	0	0.0%	7	2.0%		
合 計	170	100.0%	60	100.0%	102	100.0%	21	100.0%	353	100.0%		

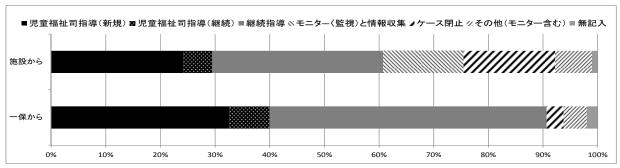


図 25. 施設や 50 日以上の一時保護から家庭復帰した事例に対して児童相談所がとった対応の構成比

平成 23 年度 113 児相

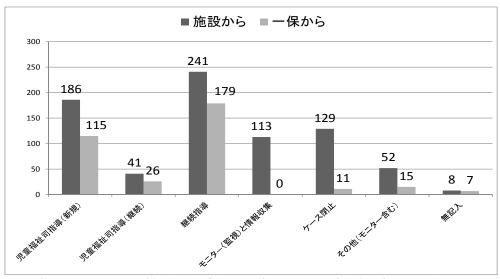


図 26. 施設や 50 日以上の一時保護から家庭復帰した事例に対して児童相談所がとった対応 平成 23 年度 113 児相

15) 家庭復帰後の支援

家庭復帰にあたって、多くの事例がなお「虐待のリスクはまだあるが、在宅可能程度に低下した」との評価の下で措置解除されており、その後の支援のあり方が直ちに問われる状況がある。特に一時保護からの帰宅事例については大半が児童福祉司指導や継続指導を受けている

ことが明らかとなった(図 19)。これに対して施設から 家庭復帰する事例では、様々な機関連携や地域の関係機 関を通じた見守りも含む支援が展開されている。これら の施設から家庭復帰した事例における児童相談所の関与 を表 55 に示す。

表 55. 虐待を主訴として入所した施設から家庭復帰した子どもの家庭復帰後の支援等対応

平成 23 年度 113 児相

X 00. 雇内を工			支援内容						る虐待種			,	2	3	4		援のた 6	とめ実 7	施したな 8	寺定の打 q	指導フ 10	ログラ 11		13	14	15	16
支援の区分	家庭訪問	招致随時面接	通所指導	特定の指導プログラム	無記入	件数	身体的虐待	心理的虐待	ネグレクト	性的虐待	無記入	- サインズ・オブ・セーフティ・	2 ソリューション・フォーカス・	3 M Y TREEペアレンツ・	4 コモンセンス・ペアレンティグ	精研式ペア	N o p b e o r d f y e c s t	/ ナラティヴ・アブロー チ	M C G	9 当事者参画(家族合同ミーティ	ロフォー カシング	- 認知行動療法的接触-	- グループワーク・カウンセリング	13治療契約に基づく個別カウン	CRC親子ブ	技指導全般) 技指導全般)	その他
児童福祉司指導(新規)	•	•	•	•		1 1 24 1 1 48 2 1 2 79 8 6 6 3 3 1 1 1	12 1 21 28 2 2 2 3 1	6 11 2	1 1 20 2 1 2 2 2 2 9 4 1 1	5 2 1	6	1 2 1 3 1		1						2			1			1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	2
児童福祉司指導(継続)	•	•	•	• • • • •		1 3 2 11 11 4 1 1 1 3 3	1 3 7 5 1 1 1	2 1 1 3	2 2 5 2 2 1 1			1			1 3					1		1					1
継続指導	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	•	•			1 1 10 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 4 2 9 2 2 1 1 62 1 9 6 3	20 20 20 21 5	1 1 1 62 10		1	1 1 1 1 3 3 5 5		1	1					2 2 1 1 1		1		1		2	1
モニター	•	•	•	•	•	6 1 1 1 1 2 2 2 1 1 1 1 1 6 1 1 2 1 1 2 2 1 1 2 2 1 1 1 1	2 1 1 2 1 29 1 1 2 1 7 4	7 2	1 1 21 3 1 2 1 1 5 2 2		2	1 1 2	1						2	1				1			1
ケース閉止 6その他	•	•	•	•	•	8 1 1 118 2 2 2 1 1 7 3	43 22 1 1 3	10	1 57 1 1 4 3 2	7	1	1								1						1	2
ケース移管 18歳終了 他県情報提供 通院等 記入なし	•		•	•	•	6 13 1 14 2 1 1 4	2 6 3 1 2	1 1 1	2 6 1 10 1 1		1																1
合 計 対事例数構成比	462 60.0%	88 11.4%	116 15.1%	58 7.5%	196 25.5%	770 100.0%	310 40.3%	95 12.3%	325 42.2%	26 3.4%	1.8%			0.4%		0	0	0		1.8%				0.3%	0	7 0.9%	1.3%

表 55 をみると極めて多数の事例で、家庭訪問を軸とした支援が展開されていることが分かる。治療的アプローチも件数的にはわずかであるが、サインズ・オブ・セーフティアプローチ (32 件)を軸にその他 47 件のプログラムが投入されており、名前のないものを含めると特定の治療プログラムとして投入されていると報告されているのは計 58 件である。

50 日以上の一時保護から帰宅した事例については表 54、図 25、26 までしかデータを取っていない。一時保 護から帰宅した事例はその 90.7% (320/353) が児童福祉司指導か継続指導の対象とされており、そのまま次年度の指導へとつながっているとみたためにここでは詳しい項目調査はしていない。

16) 問題の継続と虐待の再発

表 56、57 は施設からか、50 日以上の一時保護から帰 宅した各事例の平成 23 年度内の状況を示す。

表 56. 虐待を主訴として入所した施設から家庭復帰した子どもの家庭復帰後の養育状態と対応状況

平成 23 年度 113 児相

経過内容	件数	構成比			虐待種別			再発・再通告までの日数
柱则内谷	計数	伸队儿	身体	心理	ネグ	性的	記入なし	内訳
1.経過良好なのでケース閉止	170	22.6%	69	17	72	8	4	
2.経過良好で在宅支援を継続	351	46.6%	154	46	132	12	7	
3.経過は良好でないが虐待の再発までは見られず在宅支援を継続	109	14.5%	43	14	47	3	2	
4.児相の指導経過の中で虐待の再発が認められたが在宅指導を継続	6	0.8%	1	2	3			40 60 60 110 ← 欠損値2
5.児相の関与以外の通告により虐待の再発を認めたが在宅指導を継続	9	1.2%	3	2	4			31 44 44 44 45 80 215 286
6.ケース閉止後に通告により虐待の再発を認めたが在宅指導を継続	1	0.1%			1			60
7.児相の指導経過の中で虐待の再発が認められたので再分離保護	13	1.7%	6	3	4			0 0 1 30 52 60 66 102 129 163 165 195 214
8.ケース閉止後に通告により虐待の再発を認めたので再分離保護	4	0.5%	1	2	1			15 22 60 206
9.その他	38	5.0%	15	2	18	2		←性虐2は18歳による終結 市の見守りへ
うちケース移管・転出	52	6.9%	14	4				
合 計	753	100.0%	306	92	282	25	13	
内訳 虐待再発	33	4.4%	11	9	13	0	0	
_	種別別	再発率	3.6%	9.8%	4.6%	0.0%	0.0%	有効値 753 欠損値 17

表 57. 虐待を主訴とした 50 日以上の一時保護から家庭復帰した事例の家庭復帰後の養育状況と対応状況

平成 23 年度 113 児相

経過内容	件数	構成比			虐待種別			再発・再通告までの日数
社迴門台			身体	心理	ネグ	性的	記入なし	内訳
1.経過良好なのでケース閉止	17	4.9%	6	5	5	1		
2.経過良好で在宅支援を継続	156	45.0%	82	26	40	8		
3.経過は良好でないが虐待の再発までは見られず在宅支援を継続	106	30.5%	44	19	36	7		欠損値 2↓
4.児相の指導経過の中で虐待の再発が認められたが在宅指導を継続	14	4.0%	4	3	7			14 18 20 30 30 30 30 50 50 60 81 141
5.児相の関与以外の通告により虐待の再発を認めたが在宅指導を継続	7	2.0%	4	1	2			25 25 70 77 77 183 553
6.ケース閉止後に通告により虐待の再発を認めたが在宅指導を継続	0	0.0%						欠損値 2↓
7.児相の指導経過の中で虐待の再発が認められたので再分離保護	16	4.6%	10	4	2			1 40 47 61 68 68 77 92 97 103 106 106 129 147
8.ケース閉止後に通告により虐待の再発を認めたので再分離保護	3	0.9%			2	1		4 4 4
9.その他	9	2.6%	5	1	3			
うちケース移管・転出	19	5.5%	13	1	2	3		
合 計	347	100.0%	168	60	99	20	0	
内訳 虐待再発	40	11.5%	18	8	13	1	0	
	種別別	再発率	10.7%	13.3%	13.1%	5.0%	0.0%	有効値 347 欠損値 6

施設からの帰宅で 44.3%、一時保護からの帰宅では 68.3%の事例で児童相談所は家庭復帰時点で、まだ再発 のリスクは残っていると判断している (表 24、25)。果たして、再発は措置解除の同一年度内で、施設からの家庭復帰で 4.4%、50 日以上の一時保護からの家庭復帰で 11.5%認められている。そのうち施設からの家庭復帰で 6件:18.2%、50 日以上の一時保護からの家庭復帰で 13件:32.5%は家庭復帰後 1 か月以内の再発である。特に要注意なのは、家庭復帰当日に再発・再分離された事例 (施設からの復帰事例で 2件) 1 日で再発・再分離された事例 (施設からの復帰事例、50 日以上の一時保護からの復帰で各 1件)、家庭復帰後 1 か月以内の再発であり、かつ、一旦ケースが終結してから再発している事例である (施設からの復帰で 15 日目 22 日目が各 1件、50 日

以上の一時保護からの家庭復帰で 4 日目が 3 件)。特に後者は家庭復帰とほぼ同時に支援を終結した直後に、通告によって再発が発見されており、安全の判断・対応と結果が大きくズレていたことを示している。こうした事例の発生率は全有効事例 1,100 事例中 $5\sim19$ 件: $0.46\%\sim1.7\%$ となっており、おそらくこの頻度が最も危険な見込み違いの事例の発生率かもしれない。

表 58、59 は先の表 56、57 の再発項目を 1 項目にまとめ直した表である。「**」マークは再発に関する同じ表中の他の虐待種別との統計的有意差の程度を示す、「**」マークは、施設からの同じ虐待種別について、家庭復帰と 50 日以上の一時保護からの家庭復帰の間に統計的有意差(フィッシャーの直接確率)が認められた項目を示す

表 58. 虐待を主訴として入所した施設から家庭復帰した事例の虐待種別別・家庭復帰後の養育状態経過と対応状況

平成 23 年度 113 児相

経過内容	身	体**	心	理*	ネ!	ブ**	4	生的	記入なし	合	計**
在週內谷	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	件数	構成比
1.経過良好なのでケース閉止	69	22.5%	17	18.5%	72	25.5%	8	32.0%	4	170	23.7%
2.経過によらず在宅継続指導中	197	64.4%	60	65.2%	179	63.5%	15	60.0%	9	460	64.1%
3.悪化・再発	11	3.6%	9	9.8%	13	4.6%	0	0.0%	0	33	4.6%
4.その他の経過	29	9.5%	6	6.5%	18	6.4%	2	8.0%	0	55	7.7%
合 計	306	100.0%	92	100.0%	282	100.0%	25	100.0%	13	718	100.0%

再発に関して他の虐待種別との差

* P<0.5 ** P<0.01

再発に関しての27条、33条の措置解除の差 * P<0.5 ** P<0.01

表 59. 虐待を主訴とした 50 日以上の一時保護から家庭復帰した事例の虐待種別別・家庭復帰後の養育状態経過と対応状況

平成 23 年度 113 児相

経過内容		身体**		心理		ネグ**		生的	記入なし	合計**	
在	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	件数	構成比
1.経過良好なのでケース閉止	6	3.6%	5	8.3%	5	5.1%	1	5.0%	0	17	4.9%
2.経過によらず在宅継続指導中	126	75.0%	45	75.0%	76	76.8%	15	75.0%	0	262	75.5%
3.悪化・再発	18	10.7%	8	13.3%	13	13.1%	1	5.0%	0	40	11.5%
4.その他の経過	18	10.7%	2	3.3%	5	5.1%	3	15.0%	0	28	8.1%
슴 計	168	100.0%	60	100.0%	99	100.0%	20	100.0%	0	347	100.0%

再発に関して他の虐待種別との差

* P<0.5 ** P<0.01

再発に関しての27条、33条の措置解除の差 * P<0.5 ** P<0.01

個々の虐待再発の実態は既に表56、57で明らかだが、 表 58、59 では身体的虐待、ネグレクトに関しては特に、 50 日以上の一時保護からの家庭復帰であっても、施設か らの家庭復帰に比べると再発率が高いこと、虐待種別合 計の再発率についても統計的有意差(p<0.01)がみとめ られている(再発率は 4.6% vs 11.5%) こと、また施設 からの家庭復帰事例においては、心理的虐待の再発率が 他の虐待種別に対して 再発率がやや高いことが認めら れている (P<0.05)。

表 60 に施設退所時の児童相談所の再発リスク所見と 家庭復帰後の再発についての状況を示す。これをみると、 当然のことながら措置解除時のリスク判断によって、家 庭復帰後の継続指導の実施の有無に統計的有意差が認め られる (63.7% vs 75.2%: p<0.01)。また、実際の虐待 再発の有無についても、家庭復帰時のリスク判断の有無 において有意差が認められている。しかし、実際の再発 率は 0.8% と 9.1% の差であり、これをもって実用的な予 測性のある指標とは言い難い。

表 60. 虐待を主訴として入所した施設から家庭復帰した子どもの復帰時のリスク評価と家庭復帰後の支援・再発状況 平成 23 年度 113 児相

リスク		再発無し		再発	合計	
929	終結	その他	継続指導中	再光		
虐待のリスクは完全に消失した	46	4	47		97	
虐待のリスクはほぼ消失した	74	10	189	3	276	
虐待のリスクはまだあるが、在宅可能程度に低下した	49	23	218	29	319	
記入なし	1	1	6	1	9	
合 計	170	38	460	33	701	

継続指導無し

継続指導あり ** P<0.01 (63.7% vs 75.2%)

再発なし

再発あり **P<0.01 (0.8% vs 9.1%)

その他虐待改善に向けての保護者の行動、不適切養育 についての保護者の認識、いずれの理由によっても不適 切行為を認めるかどうか、理由の如何を問わず、支援を 受け入れるのか受け入れないかなど、種々の指標整理と 虐待再発の有無を比較したところ、表 61 に示すように、 理由の如何を問わず、結果的に支援を受け入れるかどう かと虐待の再発には傾向性程度の有意差が認められた。 これは平成 24 年度の途中集計では、はっきりと有意差 (p<0.01%) を示したのだが、事例数が増えることでそ

の識別性は低下している (p<0.5) (山本ら 2011)。

最終的には、この探索は表 62 にあるように、「いずれ の理由によっても虐待の不適切性を認めることに抵抗し +「理由の如何を問わず結果的に支援を受けいれない」 群が1例のみで再発している(100%の再発率)のと、「家 庭復帰時に虐待再発のリスクあり」+「理由の如何に関 わらず、児童相談所の示す支援を受け入れない」の組み 合わせ群で30%の再発率を示し、他の組み合わせでは認 められない高い再発率を結果的に示す特性となっている。

表 61. 保護者の支援に対する受け入れの有無と施設からの措置解除年度内の虐待の再発 平成 23 年度 113 児相

保護者の支援提示に対する受け入れ態度		再発無し		再発	合計	
体護者の又抜徒ホに対する文门人れ態度	終結	その他	継続指導中	冉光		
理由の如何を問わず結果的に支援を受け入れる	125	28	423	26	602	
理由の如何を問わず結果的に支援を受け入れない	25	6	20	7	58	
		Υ				
	継続指導無し		継続指導あり	** P<0.01	(39.2% vs	73.4%)
		,				
		再発	なし	再発あり	**P<0.05	(4.3% vs 12.1%)

表 62. 事例の特性群と施設からの措置解除年度内の虐待再発の頻度

平成 23 年度 113 児相

衣 02. 事例の特性群と施設からの指直解除平度内の虐付冉先の	ノ頻及 			平成 23 年度	E 110 767B
	終結	<u>再発無し</u> その他	継続指導中	再発	合計
虐待のリスクはまだあるが、在宅可能程度に低下した	2	5	7	3	17
いずれの理由によっても虐待の不適切性に抵抗				17.6%	
理由の如何を問わず結果的に支援を受け入れない					
虐待のリスクはまだあるが、在宅可能程度に低下した	4	0	3	3 30.0%	10
理由の如何を問わず結果的に支援を受け入れない				30.0%	
虐待のリスクはまだあるが、在宅可能程度に低下した	6	6	60	6	78
いずれの理由によっても虐待の不適切性に抵抗				7.7%	
理由の如何を問わず結果的に支援を受け入れる					
虐待のリスクはまだあるが、在宅可能程度に低下した	2	0	5	0	7
いずれの理由によっても虐待の不適切性を認める 理由の如何を問わず結果的に支援を受け入れない	- 1				
虐待のリスクはまだあるが、在宅可能程度に低下した	25	8	119	13	165
いずれの理由によっても虐待の不適切性を認める		J		7.9%	
理由の如何を問わず結果的に支援を受け入れる					
虐待のリスクはまだあるが、在宅可能程度に低下した	8	2	20	4	34
理由の如何を問わず結果的に支援を受け入れる	- 1			11.8%	
虐待のリスクはまだあるが、在宅可能程度に低下した	1	1	0	0	2
いずれの理由によっても虐待の不適切性を認める	i i	·		Ŭ	_
虐待のリスクはまだあるが、在宅可能程度に低下した	1	1	4	0	6
	1				
虐待のリスクは消失したかほぼ消失した	5	1	4	0	10
いずれの理由によっても虐待の不適切性に抵抗	i i	•			
理由の如何を問わず結果的に支援を受け入れない					
虐待のリスクは消失したかほぼ消失した	15	4	36	2	57
いずれの理由によっても虐待の不適切性に抵抗	_			3.5%	
理由の如何を問わず結果的に支援を受け入れる	1		_		
<u>虐待のリスクは消失したかほぼ消失した</u> いずれの理由によっても虐待の不適切性を認める	8	0	0	0	8
理由の如何を問わず結果的に支援を受け入れない					
虐待のリスクは消失したかほぼ消失した	56	4	156	1	217
いずれの理由によっても虐待の不適切性を認める				0.5%	
理由の如何を問わず結果的に支援を受け入れる					
<u>虐待のリスクは消失したかほぼ消失した</u>	2	1	4	0	7
いずれの理由によっても虐待の不適切性を認める	- 1				
虐待のリスクは消失したかほぼ消失した	2	0	2	0	4
いずれの理由によっても虐待の不適切性に抵抗		_			-
<u>虐待のリスクは消失したかほぼ消失した</u>	14	2	28	0	44
理由の如何を問わず結果的に支援を受け入れる					
虐待のリスクは消失したかほぼ消失した	4	0	1	0	5
7E 15 47 77 15 (1) 7C 07C N 15 15 (1) 7C 07C] [· ·
理由の如何を問わず結果的に支援を受け入れない					
虐待のリスクは消失したかほぼ消失した	14	2	5	0	21
	-				
	I 0I	0	2	0	1
いずれの理由によっても虐待の不適切性を認める	ქ "	Ū	['
理由の如何を問わず結果的に支援を受け入れる					
	0	0	2	0	1
いずれの理由によっても虐待の不適切性に抵抗	-				
理由の如何を問わず結果的に支援を受け入れる		_			
いずれの理由によっても虐待の不適切性に抵抗	0	0	0	100%	1
理由の如何を問わず結果的に支援を受け入れない				. 5 5 76	
	0	0	2	0	2
いずれの理由によっても虐待の不適切性に抵抗	4				
	 				
	- 1	1	2	0	4
理由の如何を問わず結果的に支援を受け入れる					
合 計	170	38	462	35	701
H HI		- 00	02	- 50	, , ,

表 63. 施設からの帰宅後の虐待再発率に関する識別性の検討(リスク指標と虐待再発についての検討)

フィッシャーの直接確率

<u> リヘフ有 干 又:</u>	友と文リ 八れいよい 日	一一一	
	リスク有 + 支援受けない	それ以外	計
再発あり	3	32	35
なし	7	659	666
計	10	691	701

-の直接確率 **:1%有意 *:5%有意 両側P値 0.0108 > 片側P値 0.0108 * CramerのV YuleのQ 0.1381 0.7965

フィッシャーの直接確率 虐待の不適切性否認+支援受け入れない群の再発

	虐待の不適切性否認 +支援受けない	それ以外	計
再発あり	1	34	35
なし	0	666	666
計	1	700	701

-の直接確率 **:1%有意 *:5%有意

両側P値 0.0499 > 片側P値 0.0499 * CramerのV YuleのQ 0.1649 1.0000

表 62 では高い再発率を示した 2 群だが、表 63 にある ように統計的な識別性はいずれも p<0.05 と傾向性を示 す程度にとどまっており、とりあえずの参考値水準であ 3.

加えて特殊な引取りの有無と再発についての検討を表 64に示す。一時保護所からの帰宅事例と違って、施設か

らの家庭復帰事例においては 30%台という高い率で結 果的に計画通りではない家庭復帰事例が発生しており、 再発率は 6.2% vs. 4.1%で、統計的な有意差は認められ ず、施設からの家庭復帰事例においては、特殊な引取り に虐待再発の識別性は認められなかった。

表 64. 虐待を主訴として入所した施設から家庭復帰した子どもの特殊な引取りの有無と虐待再発の状況 平成 23 年度 113 児相

		再発無し		再発	合計	再発率
	終結	その他	継続指導中	书先		书光华
計画通りの引き取り	114	14	247	16	391	4.1%
特殊な引き取り	32	23	158	14	227	6.2%
保護者の強い引き取り希望に応じた	4	10	91	7	112	6.3%
子どもが不適応となりやむを得ず措置解除	9	6	26	2	43	4.7%
子ども自身が施設を出てしまい帰園拒否で措置解除	13	2	25	3	43	7.0%
その他やむを得ない事情	6	5	16	2	29	6.9%
記入なし 欠損値	24	1	55	3	83	3.6%
合 計	170	38	460	33	701	4.7%

継続指導無し 継続指導あり * P<0.5 (74.2% vs 65.9%)

再発の有無については有意差なし(4.1% vs 6.2%)

50日以上の一時保護からの帰宅群では、表65にある ように、家庭復帰時の児童相談所の再発リスク評価は、 当然ながら、継続指導の有無を説明する(p<0.001)が、

家庭復帰と同一年度内の虐待の再発については 5%水準 の傾向性しか示していない。

表 65. 虐待を主訴とした 50 日以上の一時保護から家庭復帰した事例の復帰時のリスク評価と家庭復帰後の 支援・再発状況 平成 23 年度 113 児相

リスク		再発無し	,	再発	合計	
929	終結	その他	継続指導中	丹 无		
虐待のリスクは完全に消失した	6	1	20		27	
虐待のリスクはほぼ消失した	8	3	55	6	72	
虐待のリスクはまだあるが、在宅可能程度に低下した	3	5	187	34	229	
記入なし					0	
合 計	17	9	262	40	328	

継続指導無し 継続指導あり ** P<0.01 (80.6% vs 95.9%)

> 再発なし 再発あり *P<0.0.5(6.1% vs 14.8%)

再発を予想させる特性については、12)「特殊な引取 り」の項で検討した通り、一時保護からの家庭復帰にお ける特殊な引取りは、児童相談所のコントロールが強い 一時保護においては稀な事態で特異性が高い。施設から の家庭復帰においては、保護者と児童相談所の支援関係 や、家庭復帰についての協議を重ねての関係性が前提で あり、しばしばその経過の中で双方の主張・考え調整結 果として、保護者の強い意向や、子どもの言動が措置解 除に深く関与している。表 64 にあるように、施設から

の家庭復帰事例の虐待再発に関して、特殊な引取り経過 の有無は家庭復帰後の虐待再発についての識別性を示さ なかったが、一時保護からの家庭復帰における特殊な引 取りの有無は虐待再発について、29.3% vs. 9.7%、有意 差は1%水準という結果となった(表66、67)。やはり、 施設からの措置解除と比べて一時保護は児童相談所の強 い管理、方針の下にある特性の違いから、結果的に特殊 な引取りという事態の意味も大きく違っていることがう かがわれる。

表 66. 虐待を主訴とした 50 日以上の一時保護から家庭復帰した事例の特殊な引取りの有無と虐待再発の状況

平成 23 年度 113 児相

		再発無し	_	再発	合計	再発率
	終結	その他	継続指導中	丹光		书光华
計画通りの引き取り	15	5	195	23	238	9.7%
特殊な引き取り	1	3	37	17	58	29.3%
保護者の強い引き取り希望に応じた			26	8	34	23.5%
子どもが不適応となりやむを得ず措置解除	1		3	0	4	0.0%
子ども自身が施設を出てしまい帰園拒否で措置解除			1	3	4	75.0%
その他やむを得ない事情		3		1	4	25.0%
記入なし			7	5	12	41.7%
記入なし 欠損値	1	1	30		32	0.0%
合 計	17	9	262	40	328	12.2%

特殊な引取り

再発:特殊な引取り vs 計画通り ** P<0.01 (29.3% vs 9.7%)

50 日以上の一時保護からの引取り事例の家庭復帰後の虐待再発についても、先の施設からの家庭復帰と同様、様々な保護者の指標や特殊な引取りを含めた検討を試みたが、いずれの組み合わせも 25.0%以上の虐待再発率を示さず、統計的にも傾向性以上の識別性は見いだされなかった。結果的に、一時保護からの帰宅事例の虐待再発は、特殊な引取りが最も高い識別性を示している。

17) 平成 24 年 11 月時点(措置解除年度から1年後)の 状況

本調査は平成23年度の施設、50日以上の一時保護からの家庭復帰事例について、その年度以降、平成24年11月1日、25年11月1日の状況を継続的に収集・把握することを目指している。平成24年11月1日の事例情報についての回答は表67のとおりである。施設からの家庭復帰、一時保護からの家庭復帰共に90%を超える回答を得た。

表 67. 平成 24 年 11 月 1 日時点の状況調査の回収状況

	平成23年度 有効回答数	平成24年11月
施設からの家庭復帰	770	696
回答率		90.4%
50日以上の一時保護からの家庭復	353	320
回答率		90.7%

表 68 に虐待理由で入所した施設から平成 23 年度中に家庭復帰した事例の平成 24 年 11 月時点での状況を示す。これをみると改善を確認しているか、確認は無いが再通告も受けていない事例は 333 件あり、全体の 47.8% となっている。虐待の再発は見ていないが依然として養育上の課題状況が続いているとされる事例は 121 件(17.4%)、やや悪化、あるいは不安定とされる事例は 40 件(5.7%)、悪化している事例は 23 件(3.3%) である。施設入所は改善群からは 0 件であるのに対して悪化している群では 23 件中 10 件(43.5%)が再度の施設入所に至っている。

表 68. 平成 23 年度に虐待理由で入所していた施設から家庭復帰した事例の平成 24 年 11 月 1 日時点での状況

		件数	件数 構成比		追加問題発生		施設	措置解除時のリスク評価				
		计奴	押以儿	あり	なし/不明	回数	入所	消失	ほぼ消失	まだあり	空白	
1	管内に居住しており、児童年齢範囲だが、現在の状況についての情報なし	88	12.6%	6	82	1		22	50	12	4	
2	不適切養育は改善している	245	35.2%	33	212	9		33	125	78	9	
3	措置解除当時からの養育上の課題状況は現在なお続いている	121	17.4%	44	77	35	15	2	20	95	4	
4	措置解除当時よりやや悪化、あるいは不安定な状態が続いている	40	5.7%	30	10	28	8	1	3	25	11	
5	措置解除当時より悪化している	23	3.3%	16	7	8	10	2	5	15	1	
6	不明:18歳により終結 転出を含む	157	22.6%	10	147	2	1	38	64	53	2	
	記載なし	22	3.2%	8	14	9	9	3	4	14	1	
	合 計	696	100.0%	147	549	92	43	101	271	292	32	

これら各群を「情報なし・改善・課題状況継続」群 (1+2+3) と「やや悪化・悪化」群(4+5)に分け直して追 加的問題の発生、再通告回数、施設入所数、措置解除時のリスクの消失・存続評価、を再集計したのが表 69 で ある。表中「各件数構成比」とあるのは、各群件数に占 める各構成比のことである。再通告発生率は延べ数の通告件数を件数で割っているが、実際は同一事例で複数回

の通告を受けた事例があるため、参考値程度のデータで ある。これをみると全項目で2群間に統計的有意差が認 められている。措置解除時のリスク評価は措置解除の翌 年度中の適応をかなり識別していることになる。

表 69. 平成 23 年度に虐待理由で入所していた施設から家庭復帰した事例の平成 24 年 11 月 1 日時点での状況 2 群比較

	件数	追加的問題 あり **	発生率	再通告 回数 **				施設入 所率	リスク 消失 **			リスクまだ あり **	縦列 構成比	各件数 構成比
状態改善・継続・新たな情報なし	454	83	18.3%	45	9.9%	15	45.5%	3.3%	252	95.8%	55.5%	185	82.2%	40.7%
やや悪化・不安定・悪化	63	46	73.0%	36	57.1%	18	54.5%	28.6%	11	4.2%	17.5%	40	17.8%	63.5%
合 計	517	129	25.0%	81	15.7%	33	100.0%	6.4%	263	100.0%	50.9%	225	100.0%	43.5%

**:1%有意 *:5%有意 フィッシャーの直接確率による

表 70 に虐待理由での 50 日以上の一時保護から、平成 23 年度中に家庭復帰した事例の平成 24 年 11 月時点での状況を示す。これをみると改善を確認しているか、確認は無いが再通告も受けていない事例は 121 件あり、全体の 37.8%となっている。不適切養育は改善したと評価されている群で、追加的問題発生をみた事例が 10 件、10 回の通告と 5 件の施設入所が含まれている。虐待の再

発はみていないが依然として養育上の課題状況が続いているとされる事例は 94 件 (29.4%) で、やや悪化、あるいは不安定とされる事例は 16 件 (5.0%)、悪化している事例は 9件 (2.8%) である。施設入所は改善群からは 5 件であるのに対して悪化している群では 9 件中 5 件 (55.6%) が施設入所に至っている。

表 70. 平成 23 年度中に虐待を主訴とした 50 日以上の一時保護から家庭復帰した事例の平成 24 年 11 月 1 日時点での状況

	JH 米h	構成比	追加問	題発生	再通告	施設	措置	置解除時の!	ノスク評価	
	计奴	伸火儿	あり	なし/不明	回数	入所	消失	ほぼ消失	まだあり	空白
1 管内に居住しており、児童年齢範囲だが、現在の状況についての情報なし	13	4.1%		13			1	6	6	
2 不適切養育は改善している	118	36.9%	10	108	10	5	8	38	64	8
3 措置解除当時からの養育上の課題状況は現在なお続いている	94	29.4%	18	76	38	15	3	15	74	2
4 措置解除当時よりやや悪化、あるいは不安定な状態が続いている	16	5.0%	6	10	12	5		3	13	
5 措置解除当時より悪化している	9	2.8%	5	4	5	4	2	1	6	
6 不明:18歳により終結 転出を含む	47	14.7%	5	42	2	0	13	15	19	
記載なし	23	7.2%	5	18	8	9	1	4	12	6
合 計	320	100.0%	49	271	75	38	28	82	194	16

施設からの家庭復帰事例と同じく、「情報なし・改善・課題状況継続」群(1+2+3)と「やや悪化・悪化」群(4+5)に分け直して追加的問題の発生、再通告回数、施設入所数、措置解除時のリスクの消失・存続評価、を再集計したのが表 71 である。表中「各件数構成比」とあるのは、各群件数に占める各構成比のことである。再通告発生率は延べ数の通告件数を件数で割っているが、実際は同一事例で複数回の通告を受けた事例があるため、参考値程度のデータである。これをみると一時保護からの家庭復

帰時のリスク評価は翌年度の適応状況をほとんど予測しないことが明らかである。この点が施設からの措置解除事例と全く異なっている。追加的問題の発生や再通告率、施設入所率には統計的有意差が認められたがむしろそれは結果からの再集計に過ぎず、前方予測的な情報としてのリスク評価は、50 日以上の一時保護からの家庭復帰では残念ながら予測指標としては、あてにならないことが認められた。

表 71. 平成 23 年度中に虐待を主訴とした 50 日以上の一時保護から家庭復帰した事例の平成 24 年 11 月 1 日時点での状況 2 群比較

	件数	追加的問 題あり **	発生率					施設入所 率		縦列 構成比	各件数構 成比	リスクま だあり		各件数構 成比
状態改善・継続・新たな情報なし	225	28	12.4%	48	21.3%	20	69.0%	8.9%	65	91.5%	28.9%	144	88.3%	64.0%
やや悪化・不安定・悪化	25	11	44.0%	17	68.0%	9	31.0%	36.0%	6	8.5%	24.0%	19	11.7%	76.0%
合 計	250	39	15.6%	65	26.0%	29	100.0%	11.6%	71	100.0%	28.4%	163	100.0%	65.2%

**:1%有意 *:5%有意 フィッシャーの直接確率による

表72 は平成23年度中に虐待理由で入所していた施設から家庭復帰した事例について、平成24年11月1日時点とそれまでの在宅、一時保護、施設入所に関する状況を示す。

これをみる限り、措置解除時点で支援をいったん終結した事例の再開は全体の 4.6%であるが、その半数が家庭から分離(一時保護か施設入所)しており、介入の必要性があったとみられる。平成 24 年 11 月 1 日時点で相談が終結していた事例はその後の情報なしの 225 件と、

この再開の 32 件、計 257 件: 36.8%あり、その 257 件中 32 件: 12.5%が対応に危険性があったかもしれない事例ということになる。

措置解除時点から支援を継続していた事例は 294 件: 42.1%あり、その間に一時保護や施設入所をとった事例は 49 件: 16.7%であり、平成 24 年 11 月時点ではその 半数 24 件は在宅に戻っている。虐待とは別の問題で関 与を受けている事例は 21 件(全体の 3%) あり、そのうち 11 件 52.4%は家庭から分離中となっている。虐待以

外の相談経過として、一時的にしろ、保護となった事例 を含めると相当数が、家庭からの分離を経過しており、 虐待問題で施設入所した事例では、虐待問題では施設か ら家庭復帰できたとしても、なお家庭養育能力に脆弱性 を持つ事例が一定数あることがうかがわれる。

表 72. 平成 23 年度に虐待理由で入所していた施設から家庭復帰した事例の平成 24 年 11 月 1 日時点での状況

既に終結し情報なし		群内構成比	小計
1 措置解除時点での支援はすでに終結し、現在も行われていない	225	100.0%	225
措置解除時点での支援はいったん終結したが、その後支援を再開した	•		
2 在宅支援を再開(その間に一時保護 施設措置あっても現在の状態)	16	50.0%	
3 一時保護中	2	6.3%	
4 施設入所措置中	14	43.8%	32
措置解除時点からの在宅支援を継続中			
5 虐待再発は無いが なお在宅支援の必要あるため	223	75.9%	
6 虐待再発あり、在宅での支援の必要あるため	22	7.5%	
7 状態悪化により一時保護を行ったが現在は在宅支援中	14	4.8%	
8 状態悪化により現在一時保護中	5	1.7%	
9 状態悪化により施設入所措置をとったが現在は在宅支援中	5	1.7%	
10 状態悪化により施設入所措置中	25	8.5%	294
その他 (児童年齢を超えたので終結 転出 不明 別の問題、相談発生による対応など)			
11 年齢超過 転出 等により指導終結	58	73.4%	
12 在宅支援(その間に別の問題での一時保護 施設措置あっても現在は在宅支援中)	10	12.7%	
13 一時保護中(虐待とは別の相談による)	2	2.5%	
14 施設入所中(虐待とは別の相談による)	9	11.4%	79
15 情報なし 不明	30	44.1%	
記入なし	38	55.9%	68
合計	698		

表 73 は平成 23 年度中に虐待を主訴とした 50 日以上 の一時保護から家庭復帰した事例の、平成 24 年 11 月 1 日時点とそれまでの在宅、一時保護、施設入所に関する 状況を示す。

施設からの家庭復帰と違い、終結事例は全体で 69 例: 21.6%と少ない。ただ、一時保護解除と同時に支援終結 した事例からの再発 23 件: 33.3% (全体の 7.2%) では その 82.6%が施設入所しており、介入が必要な事態が発生していたことになる。これに対して家庭復帰時点から 支援が継続している事例では 164 件: 83.7%は在宅のまま支援が継続しており、一時的にも分離を経過した事例は 32 件: 16.3%でその半数の 16 件は在宅に戻っている。

表 73. 平成 23 年度中に虐待を主訴とした 50 日以上の一時保護から家庭復帰した事例の平成 24 年 11 月 1 日時点での状況

既に終結し情報なし		群内構成比	小計
1 措置解除時点での支援はすでに終結し、現在も行われていない	46	100.0%	46
措置解除時点での支援はいったん終結したが、その後支援を再開した			
2 在宅支援を再開(その間に一時保護 施設措置あっても現在の状態)	4	17.4%	
3 一時保護中	0	0.0%	
4 施設入所措置中	19	82.6%	23
措置解除時点からの在宅支援を継続中			
5 虐待再発は無いが なお在宅支援の必要あるため	127	64.8%	
6 虐待再発あり、在宅での支援の必要あるため	37	18.9%	
7 状態悪化により一時保護を行ったが現在は在宅支援中	9	4.6%	
8 状態悪化により現在一時保護中	5	2.6%	
9 状態悪化により施設入所措置をとったが現在は在宅支援中	1	0.5%	
10 状態悪化により施設入所措置中	17	8.7%	196
その他 (児童年齢を超えたので終結 転出 不明 別の問題、相談発生による対応など)			
11 年齢超過 転出 等により指導終結	23	95.8%	
12 在宅支援(その間に別の問題での一時保護 施設措置あっても現在は在宅支援中)	0	0.0%	
13 一時保護中(虐待とは別の相談による)	0	0.0%	
14 施設入所中(虐待とは別の相談による)	1	4.2%	24
15 情報なし 不明	13	41.9%	
記入なし	18	58.1%	31
습 함	320		

表74~76に平成23年度中に虐待理由で入所していた施設から家庭復帰した事例の、平成24年11月1日時点での家庭復帰後の支援状況を示す。

表 74. ~76. 平成 23 年度中に虐待理由で入所していた施設から家庭復帰した事例の、平成 24 年 11 月 1 日時点での家庭復帰後の支援状況

表 74.

	支援状況	件数
1	児相が児童福祉司指導+市町村等の関係機関の支援	137
2	児相が継続指導+市町村等の関係機関の支援	141
3	児相はモニター(監視)+市町村等の関係機関が主体となって支援	26
4	児相はいったん直接関与は終結+市町村等関係機関が支援:要対協で状況把握	71
5	いったん指導関与は終結している	151
6	児童年齢を超えたための終結 転出・ケース移管による指導終結	97
	合 計	623
	欠損値	75

これをみると有効値 623 件中、304 件 48.8%で何らかの児相が関与した支援が行われており、さらに間接的なモニターを含めると 375 件:60.2%で何らかのフォローアップが続けられている。内容的には家庭訪問が最も多く、特定の専門的なプログラムを実施したものは 20 件と少ない。モニターを含む指導関与をいったん終結しているものは 151 件 24.2%である。

表 77~79 に平成 23 年度中に虐待を主訴とした 50 日 以上の一時保護から家庭復帰した事例の平成 24 年 11 月 1 日時点での家庭復帰後の支援状況を示す

表 75. 1 家庭訪問(随時) 168 2 家庭訪問(定期的) 65 3 招致しての面接(随時) 88 4 定期的な通所指導 35 19 30 4 0

* 特定の指導プログラム

* 特定の指導プログラム	
1:サインズ・オブ・セーフティ・アプローチ	2
2: 当事者参画(家族合同ミーティング 等)	2
3:ソリューション・フォーカスト・アプローチ	
4:フォーカシング	
5: MY TREE ペアレンツ・プログラム	
6:認知行動療法的接触	
7: コモンセンス・ペアレンティグ(CSP)	4
8:グループワーク・カウンセリング	
9: 精研式ペアレント・トレーニング	
10:治療契約に基づく個別カウンセリング	1
11: Nobody's perfect	
12: CRC親子プログラム	
13:ナラティヴ・アプローチ	1
14: 育児トレーニング(育児の実技指導全般)	
15: MCG	2
16:段階的親子再接触 (一時保護 施設入所中)	3
17: その他()	4
18:その他()	3

表 77. ~79. 平成 23 年度中に虐待を主訴とした 50 日以上の一時保護から家庭復帰した事例の平成 24 年 11 月 1 日時点での家庭復帰後 の支援状況

表 77.

支援状況	件数
1 児相が児童福祉司指導+市町村等の関係機関の支援	96
2 児相が継続指導+市町村等の関係機関の支援	108
3 児相はモニター(監視)+市町村等の関係機関が主体となって支援	4
4 児相はいったん直接関与は終結+市町村等関係機関が支援:要対協で状況把握	14
5 いったん指導関与は終結している	37
6 児童年齢を超えたための終結 転出・ケース移管による指導終結	29
合 計	288
欠損値	32

これをみると有効値 288 件中、208 件 72.2%で何らかの児相が関与した支援が行われており、さらに間接的なモニターを含めると 222 件:77.1%で何らかのフォローアップが続けられている。内容的には家庭訪問が最も多く、特定の専門的なプログラムを実施したものは 23 件と少ないが、施設からの家庭復帰事例よりは高い比率である。モニターを含む指導関与をいったん終結しているものは 37 件 12.8%で施設からの家庭復帰よりは当然ながら少ない。

	表	78.	1	2	3	4	
Γ	1	家庭訪問(随時)	106	子ども	保護者	保護者 以外の	その他
	2	家庭訪問(定期的)	44	本人		以外の 家族・親	
\dashv	3	招致しての面接(随時)	40			族	
	4	定期的な通所指導	54	44	37	6	1
	5	特定の指導プログラム	23	⇒ *	:		

*特定の指導プログラム

1:サインズ・オブ・セーフティ・アプローチ	2
2: 当事者参画(家族合同ミーティング 等)	9
3:ソリューション・フォーカスト・アプローチ	5
4:フォーカシング	
5: MY TREE ペアレンツ・プログラム	2
6:認知行動療法的接触	
7: コモンセンス・ペアレンティグ(CSP)	6
8:グループワーク・カウンセリング	
9: 精研式ペアレント・トレーニング	
10:治療契約に基づく個別カウンセリング	
11: Nobody's perfect	
12:CRC親子プログラム	
13:ナラティヴ・アプローチ	
14: 育児トレーニング(育児の実技指導全般)	
15: MCG	
16:段階的親子再接触 (一時保護 施設入所中)	4
17: その他()	2
18:その他()	

Ⅳ. 考察

平成 23 年度中に虐待理由で施設から家庭復帰した 770 件の事例、平成 23 年度中に虐待理由での 50 日以上の一時保護から家庭復帰した 353 件の事例につき、家庭復帰までの支援、並びに家庭復帰後の当該 23 年度中の動向と、そのうち翌 24 年 11 月 1 日現在について、施設からの家庭復帰事例のうち 696 件、50 日以上の一時保護からの家庭復帰事例のうち 320 件の状況は以上の通りである。以下にその主たる特徴と抽出された課題を述べる。

1)施設・一時保護から家庭復帰までの支援

虐待を理由に入所した施設からの家庭復帰事例においては、段階的な親子再接触アプローチが 433 件: 56.2% の事例に、その他の専門的な治療・指導プログラムが 239 件: 31.0%の事例において実施され、両方の併用は 216 件: 28.1%で、段階的親子再接触か専門的プログラム、あるいはその両方が併用された事例は合計 456 件: 59.2%である。

専門的プログラムではソーシャルワーク全体をマネジメントするものとしてのサインズ・オブ・セーフティの実施が多く、個別的なプログラムでは当事者参画・家族合同ミーティングの実施が多く、それに次ぐのがコモンセンス・ペアレンティングである。これらはひとつの事例で組み合わせ、併用されて実施されていることが多い。

50日以上の一時保護からの家庭復帰事例では、段階的な親子再接触アプローチが155件:43.9%の事例に、その他の専門的な治療・指導プログラムが95件:26.9%の事例において実施され、両方の併用は41件:11.6%で、段階的親子再接触か専門的プログラム、あるいはその両方が併用された事例は合計209件でその構成比は、施設からの家庭復帰事例と全く同じく59.2%である。

専門的プログラムでは、施設からの家庭復帰事例と同様、サインズ・オブ・セーフティ、当事者参画・家族合同ミーティング、コモンセンス・ペアレンティングの実施が多く、それらの組み合わせが多く認められる。

施設からの家庭復帰においても、50 日以上の一時保護からの家庭復帰においても共に6割近い事例で段階的親子再接触か専門的プログラム、あるいはその両方が適用されている実態は、施設における親子関係修復支援と長期一時保護における家庭復帰支援が類似性・共通性を強めていることをうかがわせる。また50 日以上の長期の一時保護の88%が当初の目的達成とされていることからみても、施設入所を前提としない長期の一時保護が設定されてきている実態がうかがわれ、長期の一時保護における家庭復帰支援のシステム化が急がれる。

2) 家庭復帰時のリスクとその主たる要因の検討

家庭復帰時の虐待再発のリスクは、以前の家庭復帰研

究(山本ら 2010) の時点から、段階的親子再接触の当初のもくろみを超えて高い比率で認められていることが注目されてきた。今回のサンプルでも施設からの家庭復帰で 44%、50 日以上の一時保護からの家庭復帰では68%にのぼる。

施設からの家庭復帰事例では1年以内の家庭復帰事例が最も多く275件:37.2%、2年以内では454件:61.4%、3年以内までで555件:75.0%となり、施設から平成23年度中に家庭復帰している子どもの3/4が3年以内の家庭復帰である。こうした比較的短期とみられる家庭復帰は、子どもの家庭での居場所を再度設け、親子関係の修復を遂げるための必須要件であるように見えるが、同時に虐待再発のリスクにおいては、「まだ再発のリスクはあるが、在宅可能程度に低下した」とせざるを得ない事例を多く含むということになるとみられる。

50 日以上の一時保護からの家庭復帰は、当然、施設からの家庭復帰と違って、一時的な措置としての対応なので、一定のリスクがある中で、次の対応としての家庭復帰となっているとみられる。ただし、およその7割に再発のリスクがあると想定される事態では、相当に家庭復帰後の綿密な対応が必要となってくる。

児童相談所の家庭復帰時のリスク評価は何によって決定されているのか、分析を加えた。それによると、児童相談所のリスク評価は施設からの家庭復帰事例の場合には保護者の態度について、「概ね協力的」であるか、「対立的あるいは態度が不安定」であるか、によっている可能性が高いことが示されている。

これに対してこれら 50 日以上の一時保護から家庭復帰した事例での家庭復帰時点でリスク評価と保護者の態度の関連をみると、施設からの家庭復帰事例とは明らかに異なる状況がみとめられる。50 日以上の一時保護からの家庭復帰に当たっては、基本的に虐待問題は未だ解決には至っておらず、なお今後の指導・関与を要するという評価の下で多くの事例が家庭復帰しているのだが、児童相談所の評価としては多くの保護者が児童相談所に対しては協力的な態度を示しており、そうした態度の違いから特に予後を弁別できる段階にないことが認められた。その他、虐待・不適切養育についての保護者の認識、態度、児童相談所が提示する支援に対する受け入れ姿勢、指導に対して協力的か非協力的かなど、特徴的な項目についての識別性を探ったが、現段階では実用的な識別に達する指標を見出すには至っていない。

3) 特殊な引取り

「保護者の強い引取り希望に応じた」「子どもが不適応となりやむを得ず措置解除とした」「子ども自身が施設を出てしまい、帰園拒否で措置解除となった」「その他やむを得ない事情」の4項目で、児童相談所が本来目指していた指導・支援がその途上で突破されたり、圧縮させられたりした事案を検討した。施設からの家庭復帰では

30%、一時保護からの家庭復帰で15%に、児童相談所の本来の指導とは異なる要素の介入による家庭復帰が認められた。これらは当然ながら、いずれも虐待再発のリスク評価と強い関連が認められた。

とりわけ、性的虐待事例の家庭復帰はその 43%が特殊な引取りとなっており、さらにその 91.0%が何らかの子どもの不適応問題での措置解除であって、基本的に性的虐待の家庭復帰事案では、一時保護所や施設での処遇困難・適応困難が主な理由となっていることが認められた。性的虐待は家庭復帰後の再発率が極めて高い事案であり、早急に対策を講じる必要がある事態である。

一時保護所からの特殊な引取りは、施設からの家庭復帰に比べると特異な事例が多く、リスクの高さが注目されると同時に後の虐待再発との関係でも注目すべき事項であることが分かってきている。

4) 家族の流動性の高さ

家庭復帰事例で施設や一時保護所に入所してから家庭復帰するまでに家族メンバーに変化が認められた事例は多く、施設からの家庭復帰事例で52.4%、50日以上の一時保護からの家庭復帰で30.6%の家族にメンバーの変化が認められる。対照群を置いた検討がなされていないので、正確な評価はできないものの、家族メンバーの流動性の高さは、保護者支援や家族支援を考える際の環境や人間関係の不安定さ、家族としてのまとまりの弱さを示す可能性が高く、要注意である。

5) 再発問題:措置解除年度内の再発予防

子ども虐待事案の再発予防については、① 再通告が無いこと、② 指導・支援が継続しており、事態の悪化があってもすぐに把握できること、③ 地域のネットワークでの見守り体制で安全確認が継続していること、などが重視されてきた。本研究では、家庭復帰時点からの虐待再発のリスク評価、その時点で観察可能な様々な指標が、後の状態悪化や虐待の再発をどの程度予測的に識別できるかを探ってきた。

今回の事例における家庭復帰後の虐待再発は、措置解除の同一年度内で、施設からの家庭復帰で 4.4%、50日以上の一時保護からの家庭復帰で 11.5%認められている。そのうち施設からの家庭復帰で 6件:18.2%、50日以上の一時保護からの家庭復帰で 13件:32.5%は家庭復帰後1か月以内の再発である。特に家庭復帰とほぼ同時に支援が終結し、その直後に、通告によって再発が発見されたとみられる事案が、全有効事例 1,100件中 5~19件:0.46%~1.7%あり、これが最も危険な見込み違いの事例の発生率かもしれない。

統計的な手法による再発事例の指標検索を、かなり多岐にわたって試みてきたが、統計的有意差があっても実用レベルに達しないものが殆どである。

施設からの家庭復帰事例の措置解除年度内での虐待再

発について、これまでに確認できた最も危険度の高い指標は「いずれの理由によっても虐待の不適切性を認めることに抵抗」+「理由の如何に関わらず、児童相談所の示す支援を受け入れない」事例が1例のみ存在し、再発しているのと、「家庭復帰時に虐待再発のリスクあり」+「理由の如何に関わらず、児童相談所の示す支援を受け入れない」の組み合わせ群が30%の再発率(有無についての有意差は1%水準)を示し、他の組み合わせでは認められない高い再発率を示す特性となっている。先に述べた特殊な引取りの有無は、施設からの家庭復帰事例では虐待再発を説明しなかった。

一時保護からの家庭復帰における特殊な引取りの有無は虐待再発との関連において、29.3% vs. 9.7%、有意差は 1%水準という結果となり、最も再発率の高い指標となった。その他の指標検索では、いずれも 25%以上の虐待再発を予測させる指標は見つかっていない。

これらのことからみて、措置解除と同一年度内の虐待 再発の危険率は、施設からの家庭復帰においては

- ① 「いずれの理由によっても虐待の不適切性を認めることに抵抗」+「理由の如何を問わず結果的に児童相談所の示す支援を受けいれない」
- ② 「家庭復帰時に虐待再発のリスクあり」+「理由の如何に関わらず、児童相談所の示す支援を受け入れない」

のいずれかの兆候が確認された場合、緊急に子どもの 安全についての再アセスメントが必要ということ、長期 の一時保護からの家庭復帰においては

①「保護者の強い引取り希望に応じた」「子どもが不適応となりやむを得ず措置解除とした」「子ども自身が施設を出てしまい、帰園拒否で措置解除となった」「その他やむを得ない事情」のいずれかに該当し、一時保護から中断的に家庭復帰した事案が要注意であり、強い指導・介入が必要ということが言える。とりわけ「子ども自身が施設を出てしまい、帰園拒否で措置解除となった」事案では75%が再発しており、保護者への指導関与が無いままの一時保護所からの子どもの一方的な帰宅が、極めて危険であることが認められる。

6) 再発問題 措置解除翌年度の再発予防の留意点

平成 23 年度中に家庭復帰した事例について、平成 24 年 11 月 1 日時点での状態を再調査したところ、施設からの家庭復帰事例で有効値 517 件中、333 件:64.4%で改善ないし経過報告無しの状態が認められ、121 件:23.4%がなお継続指導中で課題状況はあるものの家庭復帰時からの悪化は認められないという状態にあり、悪化は63 件:12.9%である。家庭復帰後の施設入所は詳細不明を含め 43 件:8.7%となっている。指導上の状態評価からは、698 件中、措置解除時点で支援をいったん終結した事例のうち 32 件:4.6%が虐待再発による指導を再開しており、その半数が家庭から分離(一時保護か施

設入所)となっていて、おそらくこれが最も要注意群と みられる。これらの悪化群を識別したのは措置解除時点 でのリスクの有無である。

改善群についてはリスクが消失した・ほぼ消失したと評価された群の 95.8%が改善群に属しており、悪化したのはわずかに 4.2%である。リスクがなお残るとされた評価からみても、その 63.5%が悪化しており、改善したのは 40.7%である。いずれもフィッシャーの直接確率でp < 0.001 の水準での有意差が認められている。

一時保護からの家庭復帰では有効値 320 件中、131件:40.9%で改善が認められ、94件:29.4%がなお継続指導中で課題状況はあるものの家庭復帰時からの悪化は認められないという状態にあり、悪化は25件:7.8%である。指導上の状態評価からは、320件中、措置解除時点で支援をいったん終結した事例のうち23件:7.2%が虐待再発による指導を再開しており、その8割が施設入所していて、これが最も要注意群であるとみられる。ただ、残念ながら、これを識別するのに先の家庭復帰時のリスク評価は全く有意差を示さず、これまでのところ有効な指標を見出すには至らず、引き続いての検討を続ける必要がある。

これらのことからみて、施設からの家庭復帰事例の翌

年度程度の時間経過による虐待再発の注意点としては、

- ① 家庭復帰時に虐待再発のリスクが消失した+ほぼ消失した 群でないこと。
- ② 追加的問題の発生+再通告があれば直ちにリスクアセスメントによる安全確認が必要である。
- ③ 全体の 4~5%、措置解除をとって指導終結した事案の中から再発事例が発見され、その半数は分離保護を要する程の事案であることを認識しておくこと、であると言える。③についてはなお、その識別性ある指標の探索が必要である。

これに対して一時保護からの家庭復帰事例では翌年度 程度の時間経過による虐待再発の指標は現時点では見い だされなかった。引き続いて探索を続ける必要がある。

7) 今後の課題

本調査は引き続き平成 25 年 11 月 1 日時点での上記事例 の経過情報を収集する予定である。これによって概ね家 庭復帰から約 2 年間の子ども虐待事例の変化を追うこと ができる。初期の段階の評価から、予後を識別し、虐待 再発を未然に防ぐ指標の探索をさらに続けたい。また、親子分離から始まる子ども虐待問題への段階的なアプローチの全体像を今後まとめることを考えたい。

平成24年11月1日現在の調査

データ No. (初年度調査からNo.管理)を記入してください。

児童相談所名	措置区分	所No.	事例 No.(枝番号)
回答責任者	27条・33条		_

基本的事例照	合情報	X	該当する項目	No. にO印					
1.性 別	2年齢	(平成24年1	1月1日現在)	学年区分 (別紙-	覧から該当数字を選	選んで記入してください)			
男・女		歳	月	3. 措置解除時		4. 24年11月1日現在			
2. 虐待種別(主) ひと	とつ選択	1. 身体的虐待	2. 心理的虐待	3. ネグレクト	4. 性的虐待			
虐待種別	(副) 複	数選択可	1. 身体的虐待	2. 心理的虐待	3. ネグレクト	4. 性的虐待			
		1	虐待のリスクに	は完全に消失した					
3. 措置解除時 虐待のリス		2	.,	はほぼ消失した					
信付のソソク	\ 2	3	虐待のリスクに	はまだあるが、在	宅可能程度に低下	した			
措置解除時代	の支援ブ	5針 平成2	23 年度中の措置	解除時に確認され	ていた方針				
		1	児相が児童福祉	止司指導+市町村	等の関係機関の支持	援			
		2	児相が継続指導	算+市町村等の関係	系機関の支援				
		3	児相はモニター	- (監視) +市町	寸等の関係機関が	主体となって支援			
4. 解除時の方	針	4	児相はいったA	し直接関与は終結・	+市町村等関係機関	関が支援:要対協で状況把握			
		5	いったん指導関	貴与は終結					
		6	児童年齢を超え	えたための終結	伝出・ケース移管に	による指導終結			
経過情報 5	平成 24	年11月1F	1現在の状況に	ついて 児相が把	握している情報		由記述		
12AZINTA			た家で家族と同		ше о с о опить	<u> </u>	- нох		
					会内に日仕)				
5.子どもの		家庭復帰した家とは別の家で暮らしている(管内に居住) 一時保護中 (1 虐待再発により 2 別件での保護 3 観護措置 4 その他)							
居場所					4 児童自立 5 障害		1)		
平成24年11月1日 現在					4 児里日立 3 障害	6 て 7 他 【	1)		
		不明・情報	管外に居住・詳	が四へしらり 					
				5 El 2					
		音置解除時: 家族成員に		り居ない家に復帰	家族成員の変化	(平成24年11月1日時点の状況)(複数回答可)		
			•	帰した(一時復帰る	<u></u> う含む)				
		主たる虐待者の所在が流動的(出入りしている形跡がある)							
	4	主たる虐待者以外の家族成員の変化(増えた)							
		主たる虐待者以外の家族成員の変化(減った)							
		主たる虐待者以外の家族成員の変化(入れ替わりがあったが人数は変わらず)							
		子ども本人が転居して主たる虐待者の居る家に移った							
6.家族状況	8	<u></u> 子ども本人	が転居してそれ	までとは全く別の	家族の一員になっ	 った(主たる虐待者は居ない)			
成員変化	9	不明・把握	していない						
	6-2 ‡	#置解除時	主たる虐待者の	の居る家庭に復帰	家族成員の変化	(平成 24 年 11 月 1 日時点の状況)(複数回答可)		
6-1か6-2 を選択		家族成員に			1,000,000	(1///	(1)		
と、選択	2	主たる虐待	者が家を出た(-	一時的別居も含む)					
	3	主たる虐待	者の所在が流動	的(出入りしてい	る形跡がある)				
	4	主たる虐待者以外の家族成員の変化(増えた)							
	5	主たる虐待者以外の家族成員の変化(減った)							
					・ わりがあったが人	、数は変わらず)			
						る虐待者は居ない)			
					家族の一員になっ				
			していない	— 1,44					
		. , , , , , , , ,	- 3						

	1	管内に居住しており、児童年齢範囲だが、現在の状況についての情報なし						
	2	不適切養育は改善している						
見る主ないの	3	措置解除当時からの養育上の課題状況は現在なお続いている						
7. 現在の養育状況	4	措置解除当時よりやや悪化、あるいは不安定な状態が続いている						
	5	計置解除当時より悪化している						
	6	不明:18歳により終結 転出を含む						
○、戸中中やマイ田田里A ◇ 七・	1	措置解除後新たな問題が発生(主な問題)						
8.追加的な問題発生	2	措置解除後、それまでとは異なる追加的な問題は発生していない						
9. 再通告の有無	1	あり の場合 10 に主・副の虐待種別とその経路 時期を記入してください 10-1 は全通告回数						
9. 丹迪古の有無	2	なし 通告は全部で5回まで回答設定しています。もしそれ以上ある場合は主なもの5つとし、10·1 に						
		全回数を記入してください(経路については別紙から数字を選んでください)						

		11/2/12/13/13	(100 the 100 t	x, e.e., , , , , , , , , , , , , , , , ,	,
10. 再通告	10-1 全回数	10-2 虐待種別 主	10-3 虐待種別 副(複数可)	10-4 経 路	10-5 時期
		1身 2心 3ネグ 4性	1身 2心 3ネグ 4性		年 月
		1身 2心 3ネグ 4性	1身 2心 3ネグ 4性		年 月
	□	1身 2心 3ネグ 4性	1身 2心 3ネグ 4性		年 月
		1身 2心 3ネグ 4性	1身 2心 3ネグ 4性		年 月
		1身 2心 3ネグ 4性	1身 2心 3ネグ 4性		年 月
1 措置解除時点での支援はすでに終結し、現在も行われていない					
	措置解除時点での支援はいったん終結したが、その後支援を再開した				

		13 20 040 40 13 20 040 40	1 71
	1	措置解除時点での支援はすでに終結し、現在も行われていない	
	措置	賃解除時点での支援はいったん終結したが、その後支援を再開した	
	2	在宅支援を再開(その間に一時保護 施設措置あっても現在の状態)	
	3	一時保護中	
	4	施設入所措置中	
	措置	置解除時点からの在宅支援を継続中 	
	5	虐待再発は無いが なお在宅支援の必要あるため	
	6	虐待再発あり、在宅での支援の必要あるため	
	7	状態悪化により一時保護を行ったが現在は在宅支援中	
11.対応状況	8	状態悪化により現在一時保護中	
	9	状態悪化により施設入所措置をとったが現在は在宅支援中	
	10	状態悪化により施設入所措置中	
	その	他 (児童年齢を超えたので終結 転出 不明 別の問題、相談発生による。	対応など)
	11	年齢超過 転出 等により指導終結	
	12	在宅支援(その間に別の問題での一時保護 施設措置あっても現在は在宅支	援中)
	13	一時保護中(虐待とは別の相談による)	
	14	施設入所中(虐待とは別の相談による)	
	15	情報なし不明	
	1	児相が児童福祉司指導+市町村等の関係機関の支援)
	2	児相が継続指導+市町村等の関係機関の支援	▶ 1から3のみ
12 支援担当状况	3	児相はモニター (監視) +市町村等の関係機関が主体となって支援	13.^
12 义族担当从优	4	児相はいったん直接関与は終結+市町村等関係機関が支援:要対協で状況把	屋
	5	いったん指導関与は終結している	
	6	児童年齢を超えたための終結 転出・ケース移管による指導終結	
	1	家庭訪問(随時)	
13 11 月時点での	2	家庭訪問(定期的)	
児童相談所の 支援内容	3	招致しての面接(随時)	
(複数回答可)	4	定期的な通所指導(1子ども本人 2 保護者 3 保護者以外の家族・新	観族 4 その他)
	5	特定の指導プログラム ⇒ 14 へ	

	13で5を選んだ場合、実施したプログラムを選択	してください(複数選択可)			
	1: サインズ・オブ・セーフティ・アプローチ	2:当事者参画(家族合同ミーティング 等)			
	3: ソリューション・フォーカスト・アプローチ	4:フォーカシング			
	5: MY TREE ペアレンツ・プログラム	6:認知行動療法的接触			
14 特定の指導プ	7: コモンセンス・ペアレンティグ (CSP)	8:グループワーク・カウンセリング			
ログラム	9: 精研式ペアレント・トレーニング	10:治療契約に基づく個別カウンセリング			
	11: Nobody's perfect	12:CRC 親子プログラム			
	13: ナラティヴ・アプローチ	14: 育児トレーニング(育児の実技指導全般)			
	15: MCG	16:段階的親子再接触(一時保護 施設入所中)			
	17: その他 ()	18:その他()			
	1 以前の養育は不適切な点あり、それは改善し	た とみている			
	2 これまでの養育は不適切な面あり、なお今後改善したい と思っている				
15.保護者の養育	3 表面的ではあるが、自分たちなりの養育の工夫・向上への関心はある				
改善への認識	4 不適切養育と指摘されることは、どこにでもる	ある、やむを得ないことである(あった)と考えている			
の概要	5 不適切養育と指摘されることはしつけであり、虐待ではない と思っている				
	6 不適切養育と指摘されるようなことは全く思い当たらない としている				
	7 不明・情報なし				
	1 積極的に協力・活用する				
16.支援に対する	2 表面的ではあるが協力・活用する				
保護者·養育者	3 最小限、部分的であるが、やむを得ず協力・活用する				
の行動・態度	4 表面的には抵抗を示さないが、事実としては殆ど協力・活用実績は無い				
現時点で 中核的な支援につ	5 抵抗・拒否感を強く示し、非協力・活用しない				
いての態度	6 態度が流動的で不安定				
	7 不明・情報なし				
	1 良好で安定しており、信頼関係が持てている				
	2 表面的だが一応、安定したやり取りができている				
17.児童相談所と	3 最小限度、部分的でやむを得ず応じている関係である				
保護者•養育者	4 対立までには至らないが回避的で、事実上、	あまり安定して接触できず、信頼関係は持てていない 			
の関係	5 対立的で非協力、緊張関係にある				
	6 保護者の対応は両価的で不安定 しばしば態度	度が変転し関係が安定しない			
	7 不明・情報なし				
	1 良好で安定しており、信頼関係が持てている				
	2 表面的だが一応、安定したやり取りができてい	いる			
18.児童相談所以	3 最小限度、部分的でやむを得ず応じている関係	系である			
外の支援機関	4 対立までには至らないが回避的で、事実上、あまり安定して接触できず、信頼関係は持てていない				
と養育者・保護 者の関係	対立的で非協力、緊張関係にある				
	6 保護者の対応は両価的で不安定 しばしば態度が変転し関係が安定しない				
	7 不明・情報なし				
	• • • • • • • • • • • • • • • • • • •				

現状評価 平成 24 年 11	月1	日現在の状況について 児相が把握している情報 該当項目にO印 ()内自由記述
	1	状態の改善がみられる ⇒ 20-1 20-2 ~
19 措置解除後の状態	2	状態は変わらず ⇒ 21 へ
	3	状態の悪化がみられる ⇒ 22-1 22-2 へ
20-1 措置解除後、状態	1	ある程度あらかじめ期待されていた通りの改善
改善があった場合	2	措置解除時点では予想されていなかった経過・改善がみられている

20-2 状態改善について 現時点で振り返っ	1	対応・支援内容で効果的であったとみられること(箇条書きに記入してください)
て気付いたこと	2	改善に寄与した支援に直結していない環境的な要素(箇条書きに記入してください)
	1	あらかじめ予想された通りの状態
21. 措置解除後 状態	2	予想されたよりも改善が進んでおらず、結果として状態が変わっていない
変わらずの場合	3	予想されたよりも悪化しておらず、結果として状態が変わっていない
22-1 措置解除後、状態	1	ある程度あらかじめ予想されていた範囲内でのトラブル
悪化があった場合	2	措置解除時点では予想されていなかった事態
	1	事態悪化に対して一定対応できていること(箇条書きに記入してください)
22-2 状態悪化について 現時点で振り返っ て気付いたこと	2	事態悪化に対して対応できていない、対応できなかったこと(箇条書きに記入してください)
	ဘ	事態悪化に対して今後必要なこと(箇条書きに記入してください)
23. その他本事例で気づいたこと課題となっていること	自由記述(箇条書きに記入してください)	

調査はこれで終わりです。ありがとうございました。次年度もよろしくお願い申し上げます。